

2019 年度

大阪千代田短期大学 自己点検・評価報告書

学校法人千代田学園

大阪千代田短期大学

はじめに

千代田学園は1947年10月、高野山真言宗準別格本山 盛松寺住職、高橋道雄師が、財団法人女子専修学院として設立したのが始まりである。その後1950年3月に財団法人を千代田学園と改め、同年4月に千代田高等学校を開校し、あわせて附属幼稚園を開園し、1951年3月に学校法人千代田学園設立認可(理事長 高橋道雄師)を得た。以来、学園は今年創立70周年を迎えた。高橋師は第二次世界大戦後の世相を見て人間教育の重要性に想到し、宗祖弘法大師が広く一般人にも教養教育を施そうと綜芸種智院(注)を開いた偉業にならい本学園を創設した。その精神は空海がめざした、①良い教育環境の用意、②教育機会の一般人への開放、③学芸の総合的教授、④教師と生徒の生活保障の4点である。

千代田学園はこの精神を受け継ぎ、これを特化して教育事業を起こしたのである。すなわち学園は、次代を担う子どもたちに、またその子どもたちを産み育てる若い女性に、豊かな人間、社会人になるための教育の場を提供せんとしたのである。千代田高等学校はその後、男女共学化、大阪暁光高等学校への名称変更、また2013年から5年一貫の看護師養成課程の設立など大胆に改革をすすめている。また本学は1965年、日本最初の幼児教育科の名を冠する学科を持つ短期大学の一つとして開設され、以後1万人以上の卒業生を地域社会に輩出してきた。しかし少子化と4年制大学志向の広がりの中でここ10年間ほどは学生定員充足に苦戦を強いられてきた。その中で、短大の魅力創出とともに大阪暁光高等学校と本学の連携事業、本学と高野山大学との連携事業などに活路を見出すべく改革に邁進している。

本学は2015年、学園振興戦略会議を設置し2018年に第二期学園中期計画(2018年～2020年)を策定した。

本評価は中期計画第2年目の2019年の自己点検・評価である。教育研究等における質の保証はもとより、入学者受け入れ方針では、大阪暁光高等学校幼児教育コースとの連携事業(高短連携)に注力した。その他、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針の確認を行い、教育全体との整合性や見直しを行った。とくに学生による授業、大学評価の検討は要点であり、学生の変化・成長を科学的に把握できるようにすることなど、今後更に改善する必要がある。

(注) 綜芸種智院は弘法大師空海が設立した日本最古の大学であり、規模は小さいが日本だけでなく諸外国の留学生が学んでいる。「綜芸」とは儒教、仏教、道教の三教を教養として学ばせることであり、「種智」とは「智恵の種を播いて育てること」の謂いである。したがって「種智院」とは西洋の“seminarium”と同義語になる。後者は“semen”「種子」から来ていて、本来は「種を播いて育てる場」＝「育苗場」を言い、転じて「学院」を意味することになった。

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	17
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	17
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	26
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	41
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	54
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	54
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	62
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	66
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	68
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	78
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	78
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	80
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	87
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、大阪千代田短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

2020年10月25日

理事長

高橋 保

学長

松浦 善満

ALO

鯨坂 はるよ

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

表1 <学校法人千代田学園の沿革>

1947年	10月	財団法人 女子専修学院設立(設立者 高野山真言宗準別格本山 盛松寺住職・高橋道雄師)
1950年	3月	千代田高等学校及び附属幼稚園設立 財団名を千代田学園と改称
	4月	千代田高等学校(家庭科)開校、附属幼稚園開園
1951年	3月	学校法人千代田学園設立認可(理事長 高橋道雄師)
1964年	11月	附属幼稚園 河内長野市千代田南地区に移転(東幼稚園)
1965年	4月	千代田短期大学(幼児教育科)開学
1990年	10月	学園創立40周年、短期大学開学25周年記念レセプション開催 記念事業として学園1億円奨学基金設立
1995年	4月	千代田高等学校に国際文化科(男女共学)を開設
1996年	4月	千代田高等学校の普通科を文理コース(男女共学)と普通コース(女子)に改編
2001年	4月	附属幼稚園新園舎竣工
	10月	社会福祉法人ちよだ福社会設立認可
2002年	4月	おおさかちよだ保育園開園
2009年	4月	千代田高等学校普通科文理コースをⅠ類とⅡ類に改編
2010年	10月	学校法人千代田学園創立60周年記念、短期大学開学35周年記念レセプション開催
2013年	4月	千代田高校学校を大阪暁光高等学校と改称 高等学校に看護科と看護専攻科を設置 高等学校新校舎竣工 高等学校普通科を文理特進コースと進学総合コースに改編
2017年	4月	大阪暁光高等学校普通科に幼児教育コースを設置 大阪暁光高等学校普通科文理特進コースを教育探求コースに改編
2018年	4月	大阪暁光高等学校看護専攻科棟竣工

表2 <大阪千代田短期大学の沿革>

1947年	10月	財団法人 女子専修学院設立(設立者 高野山真言宗準別格本山 盛松寺住職・高橋道雄師)
1950年	3月	千代田高等学校及び附属幼稚園設立 財団法人を千代田学園と改称
	4月	千代田高等学校(家庭科)開校、附属幼稚園開園
1951年	3月	学校法人千代田学園設立認可(理事長 高橋道雄師)
1964年	11月	附属幼稚園 河内長野市千代田南地区に移転(東幼稚園)
1965年	4月	千代田短期大学(幼児教育科)開学 千代田高等学校附属幼稚園を千代田短期大学附属幼稚園に改組 幼児教育研究所を開設
1966年	4月	短期大学幼児教育科に小学校教諭養成課程開設※(2008年4月 廃止)
	10月	千代田短期大学を大阪千代田短期大学に名称変更
1967年	4月	大阪千代田短期大学に専攻科(幼児教育専攻)を設置
1968年	4月	大阪千代田短期大学幼児教育科に指定保育士養成施設認可 大阪千代田短期大学附属幼稚園(西幼稚園)開園
1972年	8月	附属幼稚園(東幼稚園)河内長野市楠町西(現在地)に移転
1973年	4月	附属東・西幼稚園統合
1989年	4月	大阪千代田短期大学幼児教育科定員変更認可(入学定員 80名を 120名、但し指定保育士養成施設定員は 80名)
1990年	4月	大阪千代田短期大学に英米語学科開設、英米語学科棟落成
	10月	保護者後援会 OBによる峯友会発足
1994年	3月	大阪千代田短期大学生生活協同組合設立
1994年	10月	大阪千代田短期大学小山田校地に新学舎竣工、新校地に全面移転
1998年	4月	大阪千代田短期大学に生涯学習センター設置
2000年	4月	大阪千代田短期大学英米語学科を総合コミュニケーション学科に 改組、幼児教育科とともに男女共学化
2004年	4月	大阪千代田短期大学総合コミュニケーション学科に介護福祉士養 成課程設置(定員 40名) 幼児教育科の指定保育士養成施設定員変更認可(80名から 120名 に)

2006年	4月	大阪千代田短期大学幼児教育科定員変更認可（指定保育士養成施設定員共に120名から150名に）
2007年	10月	一般財団法人短期大学基準協会による第1回目の「認証評価」を受ける
2010年	4月	大阪千代田短期大学幼児教育科定員変更認可（指定保育士養成施設定員共に150名から100名に） 総合コミュニケーション学科定員変更認可（100名から80名に）
2012年	10月	河内長野市教育委員会と「連携協力協定」を締結
2014年	7月	河南町教育委員会と「連携協力協定」を締結
	10月	一般財団法人短期大学基準協会による第2回目の「認証評価」を受ける
	12月	大阪千代田短期大学に福祉実務研修センターを設置
2016年	4月	大阪千代田短期大学幼児教育科入学定員を100名から150名に変更 総合コミュニケーション学科入学定員を80名から30名に変更
2017年	1月	高野山大学と「連携協定書」を締結
	4月	大阪千代田短期大学総合コミュニケーション学科募集停止 大阪千代田短期大学の介護福祉コースを総合コミュニケーション学科介護福祉コースから幼児教育科介護福祉コースに名称変更 附属幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行
2018年	3月	大阪千代田短期大学総合コミュニケーション学科廃止
	4月	第二期学園振興中期計画（2018～2020年度）始まる
2020年	3月	幼児教育科 介護福祉コースを廃止する

(2) 学校法人の概要

学校法人千代田学園が設置・運営する教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数（2019年5月1日現在）は次のとおりである。

表3 大阪千代田短期大学

(所在地) 大阪府河内長野市小山田町 1685						
幼児教育科	2019年度入学定員	150人	収容定員	300人	在籍者数	151人
(備考) 幼児教育科は、幼児教育コース、介護福祉コースの2コースがある。						

表4 大阪暁光高等学校

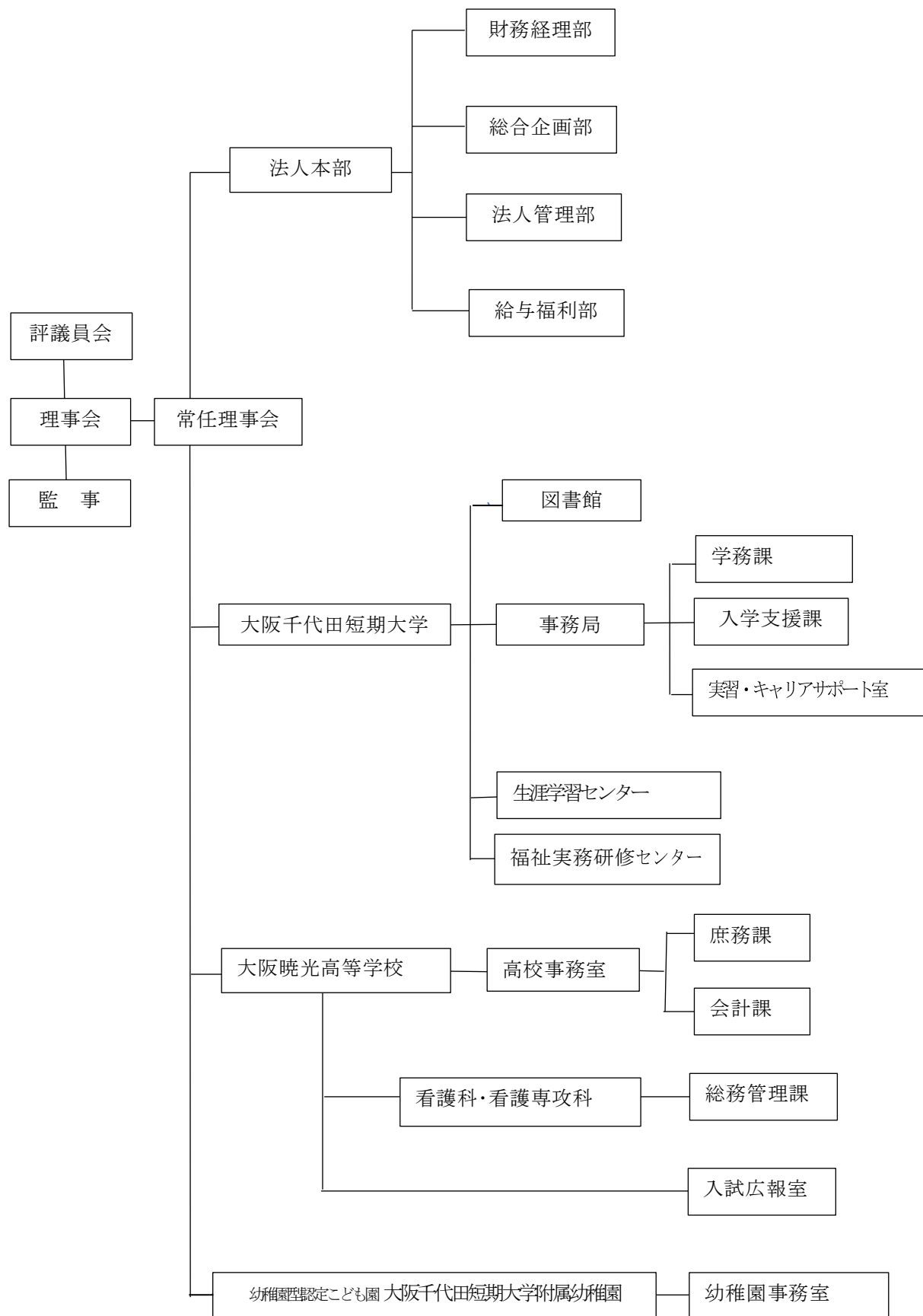
(所在地) 大阪府河内長野市楠町西 1090						
大阪暁光高等学校	2019年度入学定員	280人	収容定員	930人	在籍者数	895人
普通科	2019年度入学定員	(210人)	収容定員	(720人)	在籍者数	(685人)
看護科	2019年度入学定員	(70人)	収容定員	(210人)	在籍者数	(210人)
同 看護専攻科	2019年度入学定員	140人	収容定員	140人	在籍者数	117人
合計					在籍者数	1,012人

表5 幼稚園型認定こども園 大阪千代田短期大学附属幼稚園

(所在地) 大阪府河内長野市楠町西 1090						
	2019年度入学定員	180人	収容定員	280人	在籍者数	148人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

図1 学校法人千代田学園 組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の立地する大阪府河内長野市と隣接する堺市南区、富田林市、和泉市、大阪狭山市、千早赤阪村の人口推移は表6の通りであり、大阪狭山市を除きいずれの市も人口は減少傾向にある。

表6 立地地域の人口動態

(単位：人)

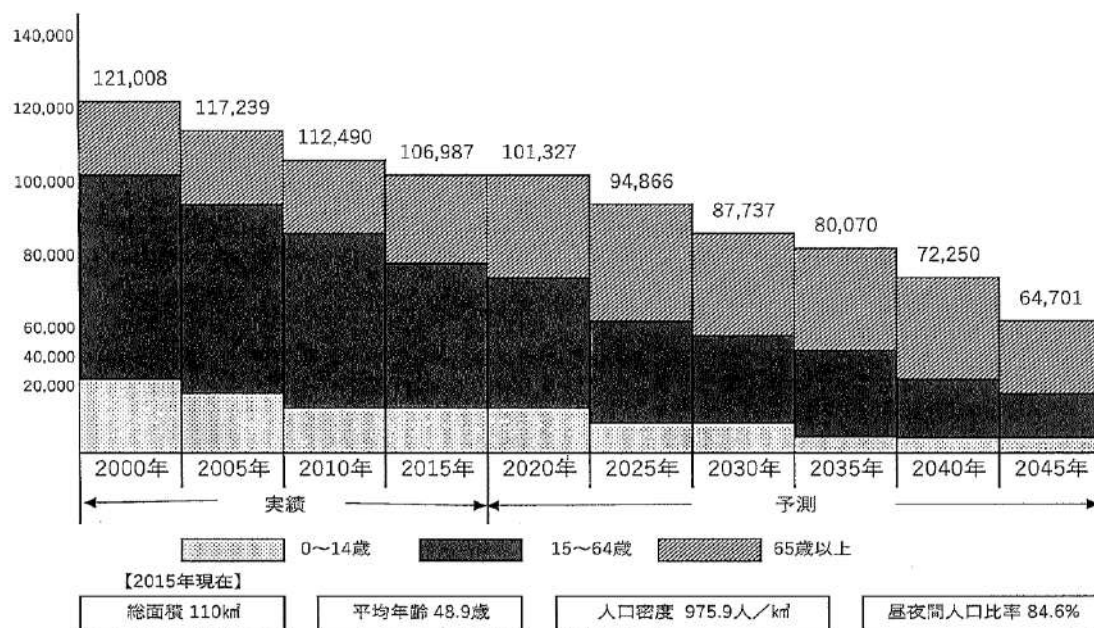
基準日	河内長野市	堺市南区	富田林市
2015年4月1日	107,659	148,578	114,518
2016年4月1日	106,276	146,635	113,508
2017年4月1日	105,200	144,392	112,571
2018年4月1日	103,950	142,586	111,456
2019年4月1日	102,614	140,802	110,490

	和泉市	大阪狭山市	千早赤阪村
2015年4月1日	186,330	57,662	5,456
2016年4月1日	185,870	57,824	5,306
2017年4月1日	185,639	57,876	5,193
2018年4月1日	185,205	58,244	5,071
2019年4月1日	185,159	58,520	4,954

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

大阪千代田短期大学が立地する河内長野市は大阪府の南東端に位置し、東は金剛山地で奈良県・南は和泉山脈で和歌山県と接し、北を頂点とした三角形の市域を形作っている。1970年代からの住宅開発により南海高野線沿いに住宅開発が進んだ。1988年には人口100,952人になり、その後1998年122,241人のピークから減少傾向に転じた。さらに大阪府下で一番高齢化が進む市となっている。特に若年層の減少は急速に進み、2021年には、市内の府立高校2校うちの1校の長野北高等学校が長野高校と統廃合されることになった。また、幼児教育系の4年制大学への進学希望が増えるとともに、短期大学進学者は4年制大学併設の短期大学へのニーズが強まっている。和歌山県は、県内に積極的に大学誘致に取り組み、県内で大学進学まで完結できる政策を強めている。介護福祉系への18歳のニーズは大変厳しい状況になり、本学も2019年度末をもって介護福祉士養成課程を廃止することとなった。しかし、介護福祉系の社会的重要性は高く、本学生涯学習センターの充実発展は、地域社会の期待となる。

図2 河内長野市の人口推移



GD Freak のデータを本学で加工

表7 学生の出身地別人数及び割合

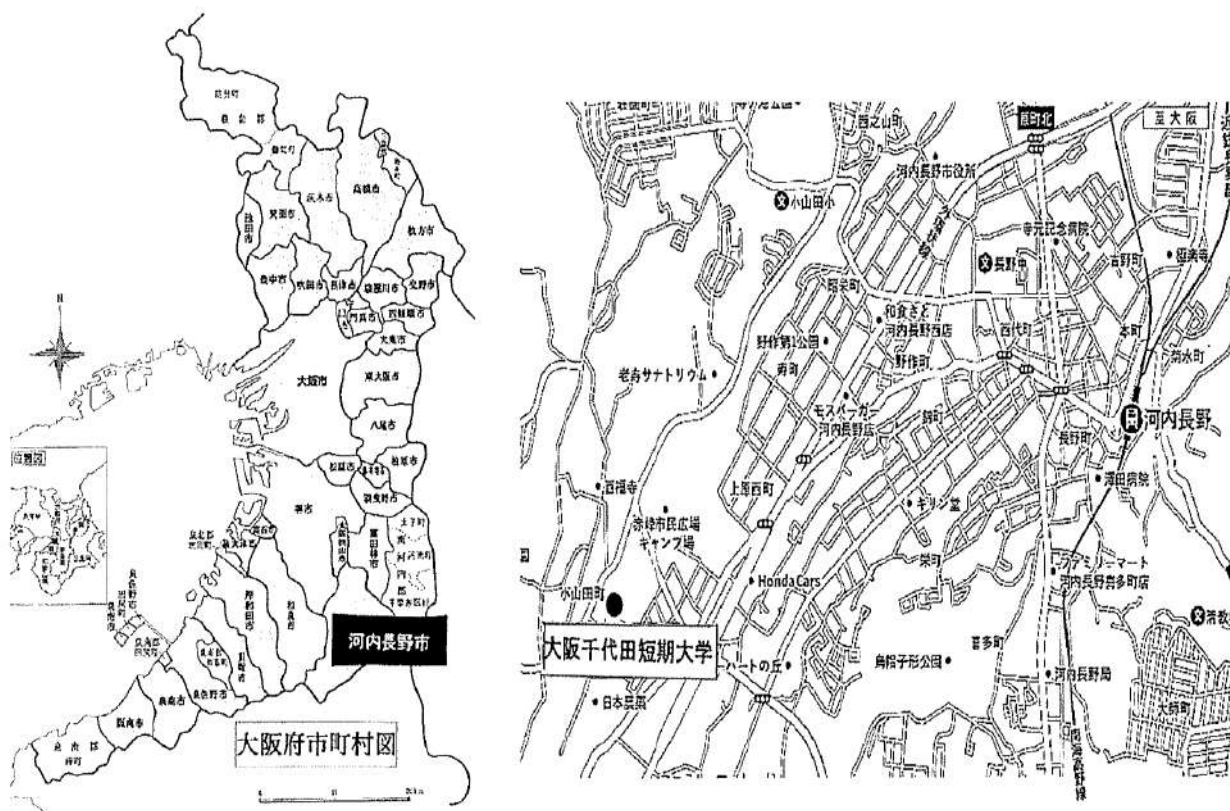
地域	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
大阪府	69	68.3	46	63.9	69	68.3	67	77.0	54	77.0
奈良県	4	4.0	5	6.9	4	4.0	2	2.3	3	2.3
和歌山県	23	22.8	13	18.1	23	22.8	16	18.4	9	18.4
その他	5	5.0	8	11.1	5	5.0	2	2.3	4	2.3
合計	101	100.0	72	100.0	101	100.0	87	100.0	70	100.0

- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況
- 短期大学所在の市区町村の全体図

本学が立地する大阪府河内長野市は大阪府の南東端に位置し、東は金剛山地で奈良県、南は和泉山脈で和歌山県と接している。面積は大阪府内で3番目に広くその7割は森林であり豊かな森林資源を活かした爪楊枝やすだれの産地として有名で、中でも爪楊枝は取扱

量および国産の生産量として日本一とされている。また、市内には国道 310 号線や大阪外環状線が通っておりその近辺には工業団地があり、鋳物、ステンレス、ベアリングなどの製造業も盛んで、大阪外環状線沿いには商業施設やロードサイド型の小売店、飲食店などが建ち並び第 3 次産業も活発である。市の大部分は砂岩地帯であり肥沃な土壌と内陸性の湿潤温暖な気候があいまって稲や野菜、果樹の栽培に適した地域であり、小山田地域は桃の産地としても知られている。この小山田地域に本学は所在しており、河内長野市で唯一の大学である。隣接する奈良県五條市や和歌山県橋本市には大学・短期大学・専門学校がなく公共交通機関を利用し通学できることもあり、地域社会から本学へのニーズは高い。また生涯学習センターでは資格関係講座や教養・趣味講座を開講しており大学を身近なものとして地域の人が多く利用している。

図 3 短期大学所在の河内長野市全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

表 8

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>[テーマ A 教育課程]</p> <p>① 全学共通科目が幼児教育科と総合コミュニケーション学科で異なっており、全学共通科目の統一がなされていない。</p> <p>② 一部の授業科目で 15 回目に試験を行っている科目が見受けられることから、改善が必要である。</p> <p>[テーマ D 財的資源]</p> <p>③ 余裕資金に比べて負債が多く収支も悪化しているため、財務計画に従い、理事長がリーダーシップを発揮し、財務体質の改善が望まれる。</p> <p>④ 短期大学全体の収容定員の充足状況が低いので、学長と教授会が積極的に関わり、充足率をあげるよう努力されたい。</p>
(b) 対策
<p>①については、全学共通科目について検討を行った。</p> <p>②については、全科目の点検を行い、15 回授業を行っていない科目については、改善を求めた。</p> <p>③ ④については、2015 年に学園振興戦略会議を設置し、1 年 6 か月間検討を行い、その議論を踏まえた上、同法人内の大阪暁光高校普通科に高短 5 年一貫の幼児教育コースを、2017 年度から設置した。</p>
(c) 成果
<p>①については、総合コミュニケーション学科を閉鎖し、2018 年度から幼児教育科のみとなり、全学共通科目についても検討を行った。</p> <p>②については、全科目 15 回授業を行い、試験は 15 回授業後に行っている。</p> <p>③ ④については、同法人内の高校に高短 5 年一貫の幼児教育コースを設置し、短期大学に幼児教育コースの生徒たちが内部進学することで、定員充足率をあげることが期待できる。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

表 9

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
なし
(c) 成果
なし

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

表 10

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等
なし

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

表 11

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況
なし

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 2019年5月1日

① 教育情報の公表について

表 12 教育情報の公表

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◦大阪千代田短期大学 大学案内 ◦学生便覧 ◦本学公式 Web 大学案内>情報公開 https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/
2	教育研究上の基本組織に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◦大阪千代田短期大学 大学案内 ◦学生便覧 ◦本学公式 Web 大学案内>情報公開 https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/
3	校地、校舎等の施設その他の学生の教育研究環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◦大阪千代田短期大学 大学案内 ◦学生便覧 ◦本学公式 Web 大学案内>情報公開 https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/

4	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ◦学生便覧 ◦学生募集要項 ◦本学公式 Web 大学案内>情報公開 https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/
5	教員組織及び教員の数ならびに各教員が有する学位及び業績に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ◦大阪千代田短期大学 大学案内 ◦学生便覧 ◦本学公式 Web 大学案内>情報公開 https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/01_gakui.pdf
6	入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業(修了)者数、進学者数、就職者数に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ◦学生便覧 ◦学生募集要項 ◦本学公式 Web 大学案内>情報公開 https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/ https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/admission_poric.pdf https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/02_syusyoku.pdf
7	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ◦大阪千代田短期大学 大学案内 ◦講義要綱 ◦本学公式 Web 大学案内>情報公開 https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/ https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/03_kogiyoku.pdf https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/08_jitsumu.pdf
8	学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ◦学生便覧 ◦本学公式 Web 大学案内>情報公開 https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/
9	学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ◦大阪千代田短期大学 大学案内 ◦学生便覧 ◦本学公式 Web 大学案内>情報公開 https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/ https://up-.shigaku.go.jp/school/category03/00000000530401000.html https://www.chiyoda.ac.jp/pdf_disclosyure/04_shinro.pdf
10	教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ◦学生便覧 ◦講義要綱 ◦本学公式 Web 大学案内>情報公開 https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/ https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/dp_cp2017.pdf https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/05_yokyo.pdf https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/06_kaigo.pdf

② 学校法人の財務情報の公開について

表 13 財務情報の公開

事項	公表方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学園公式 Web(学校法人千代田学園情報公開ページ) https://www.chiyoda-gakuen.jp/report/

(7) 公的資金の適正管理の状況 (2019 年度)

■ 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください (公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)

公的資金を含む研究活動の不正行為への取組みとしては、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、基本方針を定め、規程、責任体制、通報窓口を整備している。

「大阪千代田短期大学研究倫理規程」(備付 - 規程集33)、「大阪千代田短期大学研究倫理委員会規程」(備付 - 規程集14)、「研究倫理に係る違反行為等への対応に関する規程」(備付 - 規程集39)、「大阪千代田短期大学研究倫理審査規程」(備付 - 規程集34)に基づき、学術研究の信頼性と公正性を確保し、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度における倫理基準を定める一方、「大阪千代田短期大学における外部研究費等の取扱いに関する規程」(備付 - 規程集36)「大阪千代田短期大学研究費内部監査委員会規程」(備付 - 規程集38)「研究費に関する本学における責任体制」(備付 - 規程集37)において、研究活動の管理体制を明確化し、不正行為を防止するための取組みや研究者の責務を示している。また、不正行為の告発があった場合の対応も定めた。

本学の研究活動にあたり、学長を最高管理責任者にあて、不正行為の防止を全学的な取組みとしている。なお、事務的な管理及び通報窓口は学務課としている。

【基本方針】

大阪千代田短期大学では公的研究費を含む研究活動の不正行為を防止するため、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、明確な責任体制のもとに、適正な運営・管理・監査を行う。

【責任体制】

○最高管理責任者 (学長)

大阪千代田短期大学全体を統括し、公的研究費を含む研究活動における運営・管理の最終責任を負う。また、統括管理責任者や事務担当責任者が責任を持って研究活動の運営・管理が行えるようリーダーシップを発揮する。

○統括管理責任者 (事務局長)

最高管理責任者を補佐し、研究活動の運営及び管理について全体を統括する実

質的な責任と権限を持つ。

○事務担当責任者（学務課長）

研究活動の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った2019年度を中心に）

学長のリーダーシップの下、「大阪千代田短期大学 自己点検・評価委員会規程」（備付 - 規程集13）に基づき、各委員会の部門長にあたる教員ならびに事務局長と事務局担当者で構成される「自己点検・評価委員会」を設置している。（表14、図4）

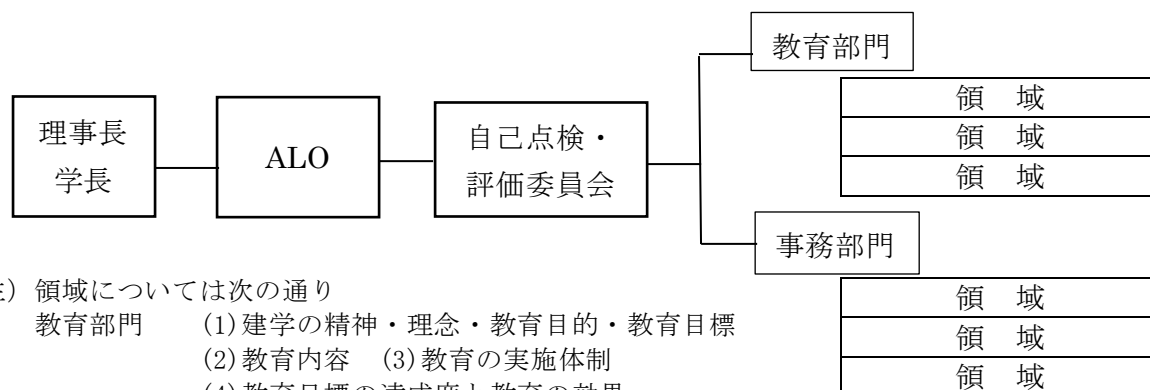
自己点検・評価委員会を必要に応じて開催し、自己点検活動に反映させている。自己点検・評価委員会は、短期大学の管理運営に関する諸事項を審議する企画会議のメンバーが兼務する形で組織し、学生による授業評価アンケート、満足度調査、短期大学生生活調査等の実施や教育の状況把握を行い、改善策の立案やFD、SD活動に繋いできた。

「学生による授業評価アンケート」は統一様式であり、評価とともに教員に対する意見・要望を自由記述で記入するものとなっている。調査はコンピュータ室、若しくは学生各自のスマートフォンで、当該講義の時間帯やゼミナールの時間帯を活用して、学生一人ひとりが無記名で入力する形で実施し、その集計結果は教職員へ公表され、次期授業の改善に活かされている。特に、教材の工夫・開発や授業の展開方法の改善に役立っており、ゼミナールやクラス運営方法にも役立つようになっている。また卒業後の進路追跡調査等にも取り組み、卒業直後から半年間程の実態把握、特に職業への定着度を把握するように努めている。

表14 2019年度自己点検・評価委員会

	氏名	役職
委員長	松浦 善満	学長
A L O	鯨坂 はるよ	准教授
副委員長	森 秀雄	事務局長 兼 法人本部長
委員	青木 淳英	副学長
委員	寄 ゆかり	幼児教育科学科長
委員	森 大樹	講師
委員	中嶋 理生	事務局次長
委員	島田 和秀	法人本部総合企画部長
委員	水田 泰隆	法人本部法人管理部長

図4 自己点検・評価の組織図



(注) 領域については次の通り

- 教育部門 (1) 建学の精神・理念・教育目的・教育目標
 (2) 教育内容 (3) 教育の実施体制
 (4) 教育目標の達成度と教育の効果
 (5) 学生支援 (6) 研究 (7) 社会的活動
- 事務部門 (8) 管理運営 (9) 財務 (10) 改革・改善

表15 自己点検・評価報告書までの活動記録

年月日	内容
2019年4月18日	自己点検・評価委員会準備委員会開催 ALOから自己点検・評価報告書内容についての説明
2019年4月24日	ALOから自己点検・評価報告書について、教授会で説明
2019年4月25日	自己点検・評価委員会準備委員会開催 ALOから自己点検・評価報告書のスケジュール、委員、任務分担を提案
2019年5月10日	自己点検・評価委員会準備委員会開催 自己点検・評価報告書の内容、スケジュール、委員、任務分担検討
2019年5月23日	自己点検・評価委員会準備委員会開催 「相互評価データ」について検討
2019年5月24日	自己点検・評価委員会準備委員会開催 満足度調査について検討
2019年5月29日	ALOから自己点検・評価報告書のスケジュール、自己点検・評価委員会委員、任務分担等を教授会で報告
2019年6月12日	自己点検・評価委員会開催 自己点検・評価報告書の内容、スケジュール、学生授業アンケート、満足度調査、任務分担検討
2019年6月14日	自己点検・評価委員会作業チーム会議開催 自己点検・評価報告書作業についての検討、確認
2019年7月5日	学生授業アンケート、満足度調査実施
2019年7月17日	自己点検・評価委員会開催 ALOの認証評価説明会参加、短期大学生調査、「相互評価データ」の提供校、満足度調査、学生授業アンケート、自己点検・評価報告書の進捗状況、スケジュールについて

2019年8月26日	ALO 認証評価説明会参加
2019年8月28日	ALOから自己点検・評価報告書の進捗状況、認証評価説明会内容について教授会で報告
2019年9月6日	自己点検・評価委員会開催 短期大学生調査、ALO 認証評価説明会、自己点検・評価報告書の進捗状況、相互評価について
2019年9月17日	短期大学生調査実施
2019年9月25日	ALOから青森明の星短期大学との相互評価について、相互評価の一環として青森明の星短期大学学長の講演について教授会で説明
2019年10月30日	自己点検・評価委員会開催 自己点検・評価報告書を学長、副学長、事務局長、事務局次長、法人本部長、法人本部職員、ALOで点検 ALOから、青森明の星短期大学学長の講演を行うことを教授会で報告
2019年11月14日	相互評価の一環として、青森明の星短期大学学長が本学にて講演
2019年11月27日	ALOから、青森明の星短期大学学長の講演、自己点検・評価報告書の進捗状況について教授会で報告
2019年12月11日	相互評価の一環として、本学学長が青森明の星短期大学にて講演
2019年12月18日	ALOから、青森明の星短期大学での本学学長の講演、自己点検・評価報告書について教授会で報告
2020年1月29日	相互評価会議について 参加者打ち合わせ
2020年2月6日	相互評価会議について 参加者打ち合わせ
2020年2月14日	青森明の星短期大学との相互評価会議開催
2020年2月19日	ALOから、青森明の星短期大学との相互評価会議、相互評価報告書について教授会で報告、検討
2020年4月15日	自己点検・評価委員会開催 スケジュール、委員の確認、相互評価報告書について
2020年6月17日	自己点検・評価委員会開催 スケジュール確認、自己点検・評価報告書の分担検討
2020年6月23日	青森明の星短期大学・大阪千代田短期大学 相互評価報告書完成

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- 1 建学の精神
- 2 2019 年度入学 『大学案内・学生募集要項』
- 3 2019 年度『学生便覧』
- 4 本学公式 Web 大学案内>本学について
<https://www.chiyoda.ac.jp/about/>
- 5 大阪千代田短期大学学則

備付資料

- 1 五十年の歩み
- 2 若き命の輝き
- 3 大阪千代田短期大学生涯学習センター教養・趣味講座
- 4 河内長野市教育委員会と大阪千代田短期大学との連携協力に関する協定書
- 5 河南町教育委員会と大阪千代田短期大学との連携協力に関する協定書
- 6 高野山大学と大阪千代田短期大学との連携に関する協定書
- 7 2019 年度 前期オリエンテーション資料
- 8 2019 年度 後期オリエンテーション資料
- 79 2019 年度 教授会議事録
- 92 2019 年度 自己点検・評価委員会議事録

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

- (1) 本学は、高野山真言宗準別格本山 盛松寺住職、高橋道雄師が設立した学校法人千代田学園を基に、1965 年、日本最初の幼児教育科の名を冠する学科を持つ短期大学の一つとして開設された。本学は開学以来、弘法大師・空海の精神を受け継ぎ、建学の精神、教育理念の「人間教育」に基づき、教育方法と教育内容「SHIP」を定め、地域や社会から必要とされる「対人援助職」を育成するとともに、人間の尊厳を大切にする教育活動に取り組んでいる。

【建学の精神】（提出-1）

「本学は、弘法大師の興学精神に則り、**将来**、教養あり且つ有為な社会人としての資質を養い、創造的な生活をなし得る人材を育成する高等教育を行う。」

【教育理念】

「人格の発展と豊かな成長を図る『人間教育』を目的とし、学問的知識、実際的技量、人間性を培う教育を行う。」

【教育方法と教育内容】

「SHIP」の追求

Small	少人数教育
Heartful	あたたかい心のふれあいを大切に
Intellectual	豊かな知性と広い視野を養う
Practical	実践的な知識と能力を身につける

- (2) 「大阪千代田短期大学学則」第1章総則第1条（目的）において、「本短期大学は、千代田学園の設置目的である『弘法大師の興学精神』に基づいた現代的市民教育の遂行を基本目的とし、教育基本法及び学校教育法に則って、教養あり且つ有為な社会人としての能力及び人格を具えた人間性豊かにして創造的な生活をなしうる人材の養成を目的とする。（提出-5）」と宣言し、教養あり且つ有為な社会人としての能力、創造的な生活をなし得る人材の育成は、教育基本法及び学校教育法に基づいた公共性を有している。
- (3) (4) 建学の精神、教育の理念、教育方針は、『大学案内』（提出-2）や『学生便覧』（提出-3）、本学公式 Web（提出-4）等で公表するとともに、オープンキャンパスや入学式、前期オリエンテーション（備付-7）、後期オリエンテーション（備付-8）等の時間に随時紹介・解説し、学生生活に反映するように努めている。
- (5) 自己点検・評価委員会（備付-92）や教授会（備付-79）で、建学の精神、教育の理念、教育方針等の確認と共通理解を図り学内において共有し、点検を行っている。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

- (1) 本学では、地域貢献・社会貢献を進めたいと考え、1998年4月に生涯学習センターを開設した。2019年度の生涯学習センター事業は、下表の通り（備付-3）である。（表 16・17）

また、学習の成果を発表する場を年1回、河内長野市文化会館（ラブリホール）で2日間開催し約300人が来場し、好評を博した。受講生の日ごろの成果を発表する場として、ここ数年近隣市民にも定着してきており、受講生の充実感と共に、多くの市民の来場を得ている。

表16 生涯学習事業一覧

講座名	実施講座数	受講者数(昨年度)
一般講座	61	522(522)
介護関係	3	38(35)
介護福祉士実務者研修	1	9(18)
介護職員初任者研修	1	15(17)
移動支援・同行援護講習	1	14(0)
教員免許状更新講習	2	821(1,034)
特例講座（幼稚園教諭・保育士）	1	13(41)
地域貢献事業	1	9(0)

表17 生涯学習事業(一般教養講座 16講座)

講座名	春講座	夏講座	秋講座	冬講座	計
英会話(初級)	8	6	6	5	25
英会話(上級)	5	5	5	5	20
カンタン篆刻	7	6	4	4	21
楽しいパッチワーク	21	20	21	21	83
小さな水彩画	11	11	11	10	43
水彩画を楽しむ	11	10	11	10	42
クンストレース編み	5	5	5	5	20
書道	5	5	5	4	19
油絵を描く(火曜日)	7	7	7	7	28
油絵を描く(金曜日)	9	9	9	9	36
水彩画を描く(火曜日)	10	7	10	11	38
絵手紙	9	8	8	8	33
植物画	11	11	11	11	44
楽しい園芸	15		14	14	43
中国語	3	3			6
韓国語	5	5	5	6	21
計	142	118	132	130	522

(2)地域の行政との関係については、2012年10月に河内長野市教育委員会との間で「河内長野市教育委員会と大阪千代田短期大学との連携協力に関する協定書」(備付-4)を、2014年7月に、河南町教育委員会との間で「河南町教育委員会と大阪千代田短期大学

との連携協力に関する協定書」(備付-5)を調印した。具体的な内容は下記の通りである。

- ① 大学の教養・専門教育、教員養成等の充実
- ② 幼稚園、小・中学校の教育の充実と教員の資質向上
- ③ 幼稚園及び学校教育上の諸課題に対応した調査研究
- ④ 生涯学習の振興
- ⑤ スポーツ、文化

これらの協定に基づき、例えば河南町教育委員会との教育連携では、幼児教育科(幼児教育コース)教員が河南町の園内研修で講師として参加した。また、子ども音楽療育士を希望する学生による「音楽療育プログラム」では、幼児教育現場の子どもたちにプログラムによる音楽的効果を確認する場でもあり、相互に教育効果を上げている。2回生科目「保育内容(総合表現)」では、保育者として現場に必要な劇づくりのプロセスを学びながら、その発表の場として河南町各園での公演を行い、毎年、楽しみにして頂いている。

表 18 地方公共団体との協定締結

団体名	名称	締結日
河内長野市教育委員会	河内長野市教育委員会と大阪千代田短期大学との連携協力に関する協定書	2012年10月1日
河南町教育委員会	河南町教育委員会と大阪千代田短期大学との連携協力に関する協定書	2014年7月3日

表 19 協定に基づく活動記録(2019年度)

活動内容	月日	担当教職員
園内研修(かなんこども園) ・運動遊びとリズム表現指導	6月18日(火)	吉井
園内研修(中央保育園) ・異年齢保育の遊び	7月9日(火)	澤
2回生子ども音楽療育士を希望する学生による ・音楽プログラム実践	9月4日(水)	寄・木野
園内研修(かなんこども園) ・造形、絵画指導	9月25日(水)	吉垣
園内研修(中央保育園) ・造形、絵画指導	11月14日(木)	吉垣
2回生による「総合表現」劇発表	12月6日(金)	甲 ^ス ・幼児教育コース担当教員
1回生と子ども達の交流あそび	12月6日(金)	幼児教育コース担当教員

教育機関との連携については、2017年1月に「高野山大学と大阪千代田短期大学との連携に関する協定書」(備付-6)を調印した。これは、真言宗の教えを同じくする学園として、様々な交流を通して協力し、社会的に存在意義のある教育機関として共に発展していくための第一歩である。この連携協定書に基づき、高野山大学が2021年度に、本学キャンパスを活用した「文学部教育学科」の設置を計画しており、本学学生は編入学により、小学校教諭や幼稚園教諭の1種免許の取得も可能になる予定である。

表20 教育機関との協定締結

団体名	名称	締結日
学校法人高野山学園 高野山大学	高野山大学と大阪千代田短期大学との 連携に関する協定書	2017年1月25日

(3) 本学は地域における各種活動を積極的に展開しており、教職員および学生は地域ボランティア活動も活発に行っている。特に保育・幼児教育・介護福祉分野の専門知識や技能を生かして行ったボランティア活動は下表の通りである。

表21 教職員ボランティア活動(2019年度)

活動名	内容	月日	担当教職員
学校法人千代田学園 大阪暁光高等学校 高短連携授業	絵本	4月～1月	堤
	ピアノ入門		寄ほか
	保育基礎		寄
	児童文化		葛目
	現代の福祉		青木
	介護福祉基礎		西本、青木
大阪府立堺西高等学校 出張授業	保育・幼児教育のしごと	5月9日(木)	青木
大阪府立泉鳥取高等学校 学校見学会体験授業	幼児教育と心理学 ～こころと脳と音楽と～	5月24日(金)	木野
大阪府立りんくう翔南 高等学校出張授業	子どもへの支援 ～工作をするときの支援～	7月12日(金)	宮本
大阪府立長野北高等学校 学校見学会体験授業	保育者になるために	7月17日(水)	板倉

表22 学生ボランティア活動(2019年度)

活動名及び内容	主催	活動場所	月日	参加人数
河内長野市民まつり	河内長野市	赤峰市民広場	5月12日(日)	4
いきいき長寿スポーツ 大会	河内長野市	市民総合体育館	10月9日(水)	7

奈良県介護福祉士会 20周年記念行事	奈良県介護 福祉士会	橿原観光ホテル	10月19日(土)	7
各地の幼稚園・保育所・認定こども園・ 障害者施設等の保育ボランティア(1、 2回生)		各施設	長期休暇中など	延べ100 名程度

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神を非常勤も含む全教職員、全学生にさらに様々な方法や場面で周知・徹底することが課題である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- 1 建学の精神
- 2 2019年度入学『大学案内・学生募集要項』
- 3 2019年度『学生便覧』
- 5 大阪千代田短期大学学則
- 6 本学公式 Web 大学案内>情報公開
<https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/>
- 7 2019年度 『講義要綱』

備付資料

- 7 2019年度 前期オリエンテーション資料
- 8 2019年度 後期オリエンテーション資料
- 9 大阪千代田短期大学 幼児教育コース教育目的と教育活動
- 10 大阪千代田短期大学 介護福祉コース教育目的と教育活動
- 11 卒業後追跡調査
- 71 2019年度 理事会議事録
- 79 2019年度 教授会議事録
- 83 2019年度 幼児教育コース会議議事録
- 84 2019年度 介護福祉コース会議議事録

98 2019年度 評議員会議事録

備付資料・規程集

22 大阪千代田短期大学学科規程

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
 応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

幼児教育科は、学則第1条第1項が定める本学における人材養成に関する目的及び本規程前文に示す本学の教育理念を幼児教育者・保育者養成事業において具体化し、社会の真の要請に応える質の高い幼児教育者・保育者を養成することを目的とする。(学科規程第2条第1項)(備付-規程集22)

- (1) 本学は「建学の精神」(提出-1)を踏まえながら、その時々^々の社会的要請に沿った教育目的・目標を掲げ、教育研究に取り組んできた。学則(提出-5)第1章総則第1条で、「千代田学園の設置目的である『弘法大師の興学精神』に基づいた現代的市民的教育の遂行を基本目的とし」と記し、「建学の精神」に基づいた教育目的・目標を確立していることを掲げている。また、上記学則第1条に基づき、学科の教育目的・目標を定めるとともに、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーにおいても、「建学の精神」を実現するために定めていることを明確に示している(提出-6)。
- (2) 「建学の精神」に基づいた教育目的・目標は、『大学案内』(提出-2)『学生便覧』(提出-3)や本学ホームページ(提出-6)に掲載して学内外に向けて表明している。また、『学生便覧』は新年度オリエンテーション時に全学生に配布し、以降、毎学期開始時にこれに基づいて説明している。これにより、「建学の精神」に基づく教育目的・目標を意識した学習活動や教育活動の実施に結びついている。
- (3) 本学の教育目的・目標に基づく人材養成(学則第1条「教養あり且つ有為な社会人としての能力及び人格を具えた人間性豊かにして創造的生活をなしうる人材の養成を目的とする」)(提出-5)が地域・社会の要請に応えられているかという観点からの定期的点検・確認は、毎月開かれるコース会議(備付-83)(備付-84)での学生の様子、教員の活動報告なども踏まえて、定期的に確認し、教授会にも報告(備付-79)している。また、理事会、評議員会における年間事業報告(備付-71)(備付-98)の際の意見交換などでも行っている。

【区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

- (1) (2) 基準 I-B-1 に記した「建学の精神」に基づく教育目的を達成するために、本学では、学則における大目的に加え、幼児教育科の「幼稚園教育要領及び保育所保育指針並びに本規程前文の理念を念頭に置き、それらの求めるところに応えうる教育能力・保育能力を具えた人材の養成」（大阪千代田短期大学学科規程第 2 条第 2 項）（備付-規程集 22）という目的に基づき、2 つのコースごとに、具体的に次の表のように「10 の能力・人格性」として学習成果を示し定めている（備付-9）（備付-10）。

表 23 幼児教育科の学習成果

人間及び市民一般に求められる能力又は人格性	① 自然を重んじ、他者を重んじる心。自立能力及び他者と協力・協働できる能力 ② 自然及び社会の諸事象に対する鋭い感性と関心、それら諸事象の真理・真実を重視してこれを探求する心、そして自然及び社会の重要諸事象に関する確かな知識、豊かな感性と幅広く深い教養、総合的な判断力 ③ 確かな自己表現力及び他者の表現行為への十分な感受性と理解力 ④ 正しいマナー、道徳心、そして法令順守の精神 ⑤ 勤労を重んじ、職能を身につけ、力強く生きる態度
【幼児教育コース】 幼児教育者・保育者に求められる能力又は人格性	⑥ 子どもへの限りない愛情と理解力 ⑦ 子どもの成長・発達支援への限りない情熱、子供の発達を科学的に捉える力と子どもから学ぶ柔軟な心、そして子どもを正しく指導する力 ⑧ 子どもの教育・保育を保護者と連携して進める態度と力量 ⑨ 子どもの健康と安全の確保を最大限重視する精神、子どものための危機管理に対する十分な意識と知識 ⑩ 子どもの現在から未来にわたる幸福を保障する社会を希求する心

<p>【介護福祉コース】 介護者に求められる 能力又は人格性</p>	<p>⑥自分自身と他者を知ろうとする姿勢を持ち、人間の存在を肯定的にとらえる姿勢</p> <p>⑦自分の感情や考えを率直かつ適切に表現しようとする努力、また他者の考えにも耳を傾ける態度</p> <p>⑧互いを尊重し、学び合い、成長を助け合う人間関係を維持し、協働して物事を実践しようとする力</p> <p>⑨介護を展開する上で、介護・福祉サービス利用者の生活史を理解することが重要であることを認識しており、また現在の状態を客観的に観察する力量と、利用者とその家族の願いを汲み取ろうとする姿勢</p> <p>⑩介護・福祉サービス利用者の幸福を願い、自らの知識と技術を高めるために学ぼうとする意欲</p>
--	--

- (3) 本学での学習成果、科目や内容、本学での学びで身につける事柄、本学卒業後にどのように社会に貢献できるかを、学外には『大学案内』(提出-2)やホームページ(提出-6)、オープンキャンパスでの説明で表明している。学内には入学式直後の保護者説明会や、毎学期初めのオリエンテーションで説明している。また、建学の精神や三つポリシーを『学生便覧』(提出-3)に掲載することと合わせて表明することで、学生や教職員が意識して学習活動や教育活動に取り組めるように努めている。
- (4) 本学での一連の学びの学習成果が大学での学修成果となるよう、学校教育法第 108 条の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」の規定に照らし、また短期大学の設置基準(第 4 章 教育課程)に照らし合わせながら、コース会議や教授会等での成績判定や卒業判定においても、この学習成果を点検している。また、卒業後に行う追跡調査(備付-11)(就職先を訪問し、卒業生や事業所長などへの聞き取りを行う)など、外部からの意見も踏まえて学習成果を点検している。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

- (1) 本学では学則第 1 条に基づく学科規程において、「幼稚園教育要領及び保育所保育指針並びに本規程前文の理念を念頭に置き、それらの求めるところに応えうる教育能力・保育能力を具えた人材の養成」を使命としている。そのため「建学の精神」に基づいて、

三つの方針を一体的に定め、幼児教育・保育者、福祉専門職として必要な専門的知識・技術及び倫理観を身につけ、社会人としての資質を養うことを学生が一連の学びの中で習得できるように留意している。

- (2) 三つの方針を定めるにあたっては、大学運営の重要案件として捉え、教務委員会やコース会議、教授会で確認の意味を含めて組織的に議論を重ねている。

さらに近年の学生の状況なども鑑み、その状況に見合ったものであるかどうか、また、教職員も含めてその内容が理解しやすいものであるか、という点から、コース会議などにおいて、組織的な検証・検討を継続していく必要があると考えている。

- (3) 教職員は、入学前のオープンキャンパスから卒業に至るまでの間、三つの方針を確認しながら教育活動を行っている。学生に対しては、入学前のオープンキャンパスや合格後のプレカレッジにおいてアドミッション・ポリシーを、入学後には学期開始時のオリエンテーション（備付-7）（備付-8）でカリキュラム・ポリシーや、卒業時の目標（要件）としてのディプロマ・ポリシーを説明し、理解を促している。

- (4) 三つの方針は本学ホームページ「情報公開」（提出-6）その他、大学案内・募集要項などで学外に表明するとともに、学内では『学生便覧』（提出-3）にも掲載して表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

近年、青年の生きる力、考える力の低下が見受けられ、その回復のための教育活動が短期大学においても求められている。こうした学生が抱える課題を踏まえながら、幼児教育・保育者や福祉専門職の養成に向けて、「建学の精神」に基づき教育目的・目標の定期的な点検が必要である。また、保育・教育・福祉サービスを提供する立場を目指す学生たちが、そのことについて自覚的に学ぶためのしかけが必要だと考えている。それは保育者として対人コミュニケーション能力を磨きながら、それぞれの目的意識と学習意欲を高める工夫が不可欠であると考えている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

5 大阪千代田短期大学 学則

- 3 2019 年度『学生便覧』
- 6 本学公式 Web 大学案内>情報公開
<https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/>
- 8 大阪千代田短期大学 自己点検・評価に関する規程
- 9 大阪千代田短期大学 自己点検・評価委員会規程
- 10 大阪千代田短期大学 認証評価実施規程

備付資料

- 7 2019 年度 前期オリエンテーション資料
- 8 2019 年度 後期オリエンテーション資料
- 11 卒業後追跡調査
- 12 『2018 年度 大阪千代田短期大学 自己点検・評価報告書』
- 13 『2019 年度 大阪千代田短期大学 自己点検・評価報告書』
- 14 『青森明の星短期大学・大阪千代田短期大学相互評価報告書』
- 15 授業アンケート
- 16 授業アンケート結果
- 17 授業見学感想
- 18 大阪千代田短期大学アセスメント・ポリシー
- 19 学習成果個人 Check カード
- 20 GPA 一覧表、集計
- 45 『大阪千代田短期大学 紀要第 49 号』
- 71 2019 年度 理事会議事録
- 74 2019 年度 常任理事会議事録
- 79 2019 年度 教授会議事録
- 83 2019 年度 幼児教育コース会議議事録
- 84 2019 年度 介護福祉コース会議議事録
- 98 2019 年度 評議員会議事録

備付資料・規程集

- 24 大阪千代田短期大学 試験と成績評価に関する規程

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

- (1) 自己点検・評価に関する規程を整備し、委員会を組織している。（提出-9）（提出-10）第三者評価受け入れの際は、これに法人本部から理事長をはじめ財務、総務担当者らがメンバーとして加わることになる。
- (2) 継続的な自己点検・評価活動としては、専任教員に限らず、非常勤講師の担当科目も学生による授業アンケート（備付-15）を毎年2回行っている。この授業評価調査は統一様式であり、評価とともに、個々の教員に対する意見や要望も自由記述で記入できるものになっている。集計作業の手間を省き、集計結果を公表するために、調査はコンピュータ室、若しくは学生各自のスマートフォンで、当該講義の時間帯やゼミナールの時間帯を活用して、学生一人ひとりが無記名で記入するものとなっている。集計結果は、すべての教員に公表され、次回授業の改善に役立つようになっている。教務委員会ではこの調査結果（備付-16）に基づきカリキュラムの見直しや授業内容の検討を行い、ゼミやクラスにおける学生支援にも活用されている。
- (3) 教員の教育研究活動の評価に関しては、年度当初に研究費補助のために研究計画書を提出するようにし、その研究成果を本学発行の『大阪千代田短期大学紀要』（備付-45）に投稿するようにして、教育研究成果が相互に点検・評価できるようにしている。また『大阪千代田短期大学紀要』巻末には地域社会における貢献活動も公表できるようにして、教員の教育研究活動を客観的に評価できるようにしている。また、自己点検・評価報告書（備付-12）（備付-13）についても本学ホームページで公開している。
- (4) 毎年2回、教員だけでなく、職員も授業見学を行う公開期間を設け、授業見学と相互評価を行い、記入用紙を常備し、感想等を教務委員会で集約（備付-17）し、授業改善に活用している。さらに卒業後も進路の定着に関する追跡調査（備付-11）等を実施するなどの点検・評価を行い、教育活動の改善に努めている。
- (5) 高等学校等の関係者の意見聴取については、毎月第2、第4木曜日開催している常任理事会（備付-74）で、理事の大阪暁光高校教員から意見を聴取するとともに、年3回開催する理事会（備付-71）・評議員会（備付-98）で学外の見識ある方々から意見聴取を行い、運営に活用している。
- (6) 自己点検・評価活動の成果は上記のように公表し、教授会やコース会議、各種委員会で報告され、教育改革・改善の方向が示されている。特に、カリキュラムの編成段階で、多様な社会的ニーズと学生のニーズに応える短期大学づくりに役立っている。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

- (1) 学生の学習成果を焦点とする査定（アセスメント）は、次の3つのレベル（科目、教育課程、機関）で実行・点検している（表24）。科目レベルでは、シラバスの到達目標を踏まえた事前・事後課題や小テストの実施、レポートや作品制作などの評価を教員から学生にフィードバックすることで、日常的に学習成果を計測できるよう努めている。教育課程レベルでは、学則第14条や「試験と成績評価に関する規程」（備付-規程集24）に定める通り、半期ごとの成績評価やGPA（Grade Point Average）（備付-20）で測定するとともに授業アンケート（備付-15）でも行っている。機関レベルでの査定は、卒業時の保育士・幼稚園教諭、介護福祉士などの資格・免許取得の有無や就職状況を最終的な学習成果として測定する手法をとっている。
- (2) 上記3つのレベルにおける査定の手法は、社会的要請や学生の変化等を考慮し、教務委員会が中心となって点検・見直し作業を進め、それをもとにコース会議（備付-83）（備付-84）や教授会（備付-79）で議論し、必要に応じて見直しをしている。
- (3) 科目レベルにおいては、日常的な小テストやレポート等の評価、教育課程レベルにおいては、半期ごとの授業アンケート（備付-15）などによって、教育活動による学習成果がフィードバックされることで、各授業や教育課程の点検と評価を定期的に行うなど、PDCAサイクルを意識した改善が可能となり、教育の質の向上につながると考えている。また、機関レベルにおいても、PDCAサイクルの考え方を基に資格・免許取得の有無や就職状況を最終的な学習成果として捉えることで、教育の向上・充実のための全学的な改善活動（FD・SD）の実施にも繋がっている。
- (4) 教育の質の保証と向上を推進するため、教職員には関連する外部研修会への参加を推奨している。また、他短大との相互評価を実施するなどの自己研鑽にも努めている（備付-14）。また、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などをできるだけ早く確認し、法令を遵守するように教職員に促している。

表24 具体的な評価指標

	入学前・入学時	在学中	卒業時・卒業後
評価主体 ／時期	アドミッション・ポリシーを満たす人材かどうかの検証	カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているかどうかの検証	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの検証
(短大全体) 機関レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・各種入学試験 ・調査書等の記載内容 ・面接・志望理由書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・退学状況(除籍、中退率) ・休学状況 ・課外活動状況 ・学生満足度調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業率 ・学位授与数 ・就職率(進学状況含む) ・高等学校等からの意見聴取に関する調査結果 ・就職先からの卒業生に対する評価結果 ・保護者アンケート

教育課程レベル (学科)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種入学試験 ・面接・志望理由書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA ・単位修得状況 ・実習評価 ・授業アンケート ・退学状況(除籍、中退率) ・休学状況 ・課外活動状況 ・学生満足度調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA 分布 ・単位修得状況 ・学位取得状況 ・資格・免許取得状況 ・就職率(進学状況を含む)
科目レベル (授業・科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・履修登録状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・出席状況 ・成績評価(単位取得率) ・成績分布 ・授業アンケート ・講義要項(シラバス) 	

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

なし

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

なし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 今回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

「建学の精神の周知を、様々な機会を通じて徹底をはかる」という計画であり、入学式、前期オリエンテーション(備付-7)、後期オリエンテーション(備付-8)、『学生便覧』(提出-3)、ホームページ(提出-4)等を通じて、本学の建学の精神を周知してきた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今後も更に、本学の建学の精神を在学生、教職員に周知徹底する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

- 2 2019年度入学 『大学案内・学生募集要項』
- 3 2019年度 『学生便覧』
- 5 大阪千代田短期大学 学則
- 6 本学公式 Web 大学案内>情報公開
<https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/>
- 7 2019年度 『講義要綱』
- 11 学年暦
- 13 2019年度 入学手続案内
- 14 2020年度 入学手続案内

備付資料

- 15 授業アンケート
- 20 GPA一覧表、集計
- 21 シラバス記入例
- 22 高校訪問記録
- 23 教職課程履修カルテ
- 24 資格・免許取得一覧
- 25 大学選択・満足度に関するアンケート調査
- 26 実習巡回報告書
- 27 就職先訪問記録
- 28 就職・採用に関するアンケート
- 79 2019年度 教授会議事録
- 83 2019年度 幼児教育コース会議議事録
- 84 2019年度 介護福祉コース会議議事録
- 85 2019年度 教務委員会議事録
- 87 2019年度 入学支援委員会議事録
- 88 2019年度 実習・キャリアサポート委員会議事録

備付資料・規程集

- 23 大阪千代田短期大学 学位規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

- ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、学習の成果に対応しており、卒業の要件、資格取得の要件、成績評価の基準を明確に示している。卒業要件は学則第 11 条(提出-5)に定められ、学位授与に関しては学則第 20 条に基づき短期大学士の学位を授与する要件を規定している。成績評価の基準は、学則第 14 条に、資格・免許の取得要件は学則第 15 条に定めており、これらは、『学生便覧』(提出-3)に掲載されて学内に周知されている。
- (2) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定め、本学ホームページ「情報公開」(提出-6)や『学生便覧』(提出-3)に、学位授与の方針を説明し、学内外に表明している。

■学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

幼児教育科では、人間の生涯発達の視点から、子ども・高齢者・障害者の教育や福祉支援に関する学習により、専門的知識・技術及び倫理観を身につけ、保育士・幼稚園教諭・介護福祉士を始めとする教育・福祉専門職として活躍できる人材の養成を目的として、以下の能力を有するに至った者に短期大学士の学位を授与する。

【幼児教育コース】

- 1) 子どもの保育・教育に対する情熱・使命感・責任感を身につけている。
- 2) 保育・幼児教育に関する専門的知識・技術を修得し、実践力を身につけている。
- 3) 課題探求能力を持ち、自ら解決しようとする姿勢を身につけている。
- 4) 子どもとその家族を始めとする人権を尊重する心と術を身につけている。

【介護福祉コース】

- 1) 人間の尊厳を大切にし、介護に対する情熱・使命感・責任感を身につけている。
- 2) 介護に関する専門的知識・技術を修得し、実践力を身につけている。
- 3) 課題探求能力を持ち、自ら解決しようとする姿勢を身につけている。
- 4) 福祉支援を必要とする人びとに寄り添い、人権を尊重する心と術を身につけている。

- (3) 学位授与の方針は、人間の生涯発達の視点から、子ども・高齢者・障害者の教育や福祉支援に関する学習により、専門的知識・技術及び倫理観を身につけ、保育士・幼稚園教諭・介護福祉士を始めとする教育・福祉専門職として活躍できる人材であると判断した学生に学位を授与するとしており、社会的にも通用性があると考えます。また、学校教育法第104条の3のとおり短期大学士学位が授与され、海外留学にも国際的な通用性を有している。

- (4) 卒業認定・学位授与の方針は、毎年度末に教務委員会（備付-85）及びコース会議（備付-83）（備付-84）で点検している。これらの会議において教職員の意見を聴取し、変更の必要があればその内容を教授会で審議（備付-79）することとしている。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

- (1) 本学の教育課程は、建学の精神や教育理念・目標及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（提出-3）に対応して編成されている。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

幼児教育科では、質の高い保育士・幼稚園教諭・介護福祉士を養成するために、各コースにおいて、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施している。

- 1) 広く人格形成に資する一般教養科目を設置している。
- 2) 学習効果を高め学生一人ひとりの成長を図るために、少人数による授業の実施に努めている。
- 3) 知識活用力、論理的思考力、課題探究・解決力、表現力、コミュニケーション力など、社会人・地域の一員として必要不可欠な能力を育成するために、参加型・双方向型の授業（ゼミナール等）を実施している。

【幼児教育コース】

- 4) 保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を認定するための専門的知識・技術及び倫理観を体系的に身につけるために、資格に関する専門科目を設置している。
- 5) 高い倫理性に基づいた実践力を養うために、実習科目を重視し、丁寧な個別指導を実施している。
- 6) 保育学・幼児教育学と隣接した分野の学びを提供し、関連資格の取得を支援するために、本学の生涯学習センターとの連携体制を作っている。

【介護福祉コース】

- 4) 介護福祉士国家試験受験資格を認定するための専門的知識・技術及び倫理観を体系的に身につけるために、介護福祉士国家試験受験資格取得に関する科目を設置している。
- 5) 高い倫理性に基づいた実践力を養うために、実習科目を重視し、丁寧な個別指導を実施している。
- 6) 介護福祉学と隣接した分野の学びを提供し、関連資格の取得を支援するために、本学の生涯学習センターとの連携体制を作っている。

- (2) ①この教育課程は、短期大学設置基準第5条、6条にある教育課程の編成方針に則り体系的に編成している。本学の教育目的でもある保育士・幼稚園教諭、介護福祉士の養成のために、その資格・免許取得に対応した教育課程を編成し、専門的知識・技術に加えて、高い倫理性を具えた教育・福祉専門職となれるよう、一般教養科目とともに専門科目で知識、技術が効果的に学べるよう授業科目を編成し、さらにそれらを現場で活用できる実践力を習得できる授業科目を設定している。
 - ②年間で保育士・幼稚園教諭、または介護福祉士の資格・免許の取得を目指すため、1年間で履修する単位数が多くなる傾向があり、年間において履修できる単位数の上限を定めることを検討中である。
 - ③成績評価は、科目ごとに評価基準をシラバス（提出-7）に明記し、その基準に基づいて行っている。また、実技についても評価基準を明示することで、教育の質保証に向けて適切に成績評価を行えるよう工夫している。このように短期大学設置基準にのっとり判定している。
 - ④シラバスは、全科目担当教員に作成を依頼する際、ウェブサイト上で「シラバス記入例」（備付-21）を示し、目的と概要、到達目標、履修のルール、授業計画（時間数と授業内容）、評価基準・評価方法、予習・復習、教科書や参考図書、オフィスアワーを明記するようにしている。各教員から提出されたシラバス原稿は教務委員会及びコース会議において、各項目が適切に記載されているかを確認している。
 - ⑤本学では、「幼稚園教諭免許状取得特例講座」「保育士資格取得特例講座」を通信教育によって行い、その受講者を幼児教育科の科目等履修者として受け入れている。授業の実施にあたっては、本学生涯学習センターが中心となり、添削等による指導や面接授業を適切に行っている。
- (3) 教員の配置は、短期大学設置基準第7章「教員の資格」にのっとり、教員審査を行い、

専門性、研究分野、業績（実務経験含む）、資格等の適正を十分に考慮して担当科目を決定している。なお、資格・免許に関連する主要科目や細やかな指導を必要とする科目には、可能な限り専任教員を配置している。

- (4) 「建学の精神」を踏まえ、学生の実情や時代の要請に合わせ、各コースの教育課程を毎年度検討している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

- (1) 本学では教養教育に関する科目群を「共通科目」と呼び、一般教養科目、外国語科目、情報処理科目、保健体育科目、キャリア支援科目で構成している。これら「共通科目」は、教養あり且つ有為な社会人としての能力及び人格を具えるとともに、豊かな人間性を涵養するための内容を考慮して実施している。一般教養科目は、まず基本的人権の重要性を理解し、主権者として必要な「社会をみる眼」や人権感覚を身につけている教育・保育・福祉の専門職養成のために、1年次に「日本国憲法」を配置している。「キャリアデザイン」は、入学から卒業まで2年間を通して開講し、社会人としての基本的な素養、職業や労働に関する情報・知識、卒業後の進路を主体的に選択する力などを養うため、多様な分野で活躍する社会人・職業人による講話や聞き取りなども行ないながら実施している。
- (2) 「共通科目」は、資格・免許取得のための学習段階に合わせて、専門科目と関連付けて配置し、「カリキュラム・マップ」（提出-3）「カリキュラム・ツリー」（提出-3）で示している。教育、福祉の専門家として人権意識を涵養するための「日本国憲法」、国際感覚を養う「英語」「中国語」、現代社会において不可欠な「コンピュータ・リテラシ」、社会人としての素養、職業意識、実習から就職への繋がりや、入学から卒業後までを見据えて行う「キャリアデザイン」など、関連は明確である。
- (3) 授業時に小テストや小レポート等を実施することで学生への教育効果を把握しており、教員は常に授業方法の検討や改善などにも取り組んでいる。例えば、「日本国憲法」では、毎回の授業終了時に「確認テスト」とコメントペーパー（質問・感想）を使用し、教育・保育・福祉の専門職として人権感覚が身についてきているかを測定・評価するとともに、学生のコメントに対して次の授業時に「リアクション」として回答するなど、その後の指導改善に活用している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

- (1) 専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図るため、本学では、それらを包含する考えとして「キャリア発達の視点」を大切にしている。「職業選択やキャリア発達は、とどまることのない学習のプロセスの結果である」という考えに基づいて、学生自身が卒業後の自分の人生を自分で生きていける力を身につけることに重点を置いている。単に、特定の職業に就くためのサポートや就職先を探すことなく、現実の社会で「働く」ことを深く考え、その視点を養うことが重要な課題となっている。それを踏まえ、次の職業教育の実施体制をとっている。幼児教育コースでは「キャリアデザインⅠ」「生物の多様性」「英語」「現代生活の化学」「コンピュータ・リテラシ」などを一般教養科目として位置づけ、見識を広めている。特に「キャリアデザインⅠ」では、幼児教育・保育をはじめ様々な分野で働く職業人の話しや聞き取り等を通して、社会人として必要な素養を身につけることや現代社会に関心を持ち、職業や労働についての情報・知識を学んでいる（提出-7）。また、「社会福祉」「保育原理」「発達心理学」「教職論」「保育実習」「教育実習」「ゼミナールⅠ・Ⅱ」など、保育士資格や幼稚園教諭免許状のための授業を通して専門教育を行っている。特に、「ゼミナールⅠ・Ⅱ」では、「建学の精神」や「大学での学びとは何か」からはじまり、2年次には学生自身の問題意識を卒業論文などにまとめ発表を行っている。「保育実習」や「教育実習」では、学校での学びを体験的に理解するとともに、「先生としての自覚」「社会人としての自覚」を芽生えさせる貴重な経験となっている。その他の課外活動では、サークル活動や自治会活動、ボランティア活動を通して、チームワークの大切さや社会課題の発見につながっている。

「保育実習」や「教育実習」は、学生が成長する大きな節目となっている。保育者としての能力を求められる実習ではあるが、社会人としての振る舞いを強く求められる。

「まだ学生という立場…」ではあるが、あいさつ、報告、連絡、相談、教職員とのコミュニケーションなど、学生にとって苦手な社会性が要求される。そのことで精神的・肉体的に負荷がかかることになるが、「それらをどのようにして乗り越えるか」常に試される体験をすることになる。自分が働きたい、働くかもしれない場に身を置くことで、内発的な動機が芽生えるきっかけとなっている。

介護福祉コースでは、まず、社会人としての基礎となる常識をわきまえ、コミュニケーション能力を備えた人材養成のために、1年生の「ゼミナールⅠ」において、本学の「建学の精神」とそれに基づく教育理念に記されている「人間教育」を前提に、特に人間性を培う内容を行っている。これは、「人間」としての成長のために必要な心構え、日常生活でのマナーなど、介護福祉専門職であると同時に社会人になることへの意識

を高めるためである。授業内容としては、例えば、挨拶、言葉遣い、電話対応、文章の書き方など、社会人として身につけるべきことを、具体的かつ実践的に取り組んでいる。また、福祉の世界で活躍する本学卒業生や現職の施設長などとの交流会など、卒業後の進路だけでなく、職業観や人生観、いま何を学び、2年間でどのような力を養う必要があるかについて考える機会を多数設けている。

介護福祉コースでは、介護実習後に実習報告会を開き、各学生が実習における学びと反省点を振り返るほかに、必ず「どのような介護福祉士（介護福祉職）を目指すのか」「どのような社会人になっていくのか」を考え、報告することになっている。およそ3か月から半年ごとに行われるこの報告会において、職業観がどのように変化してきているか、社会人としての資質がどの程度身につけてきたかを前回の報告時と比較することで測定・評価し、介護総合演習（実習指導）などの授業やゼミによる学生指導の中で、学生の不足している力をフォローしている。

- (2) 学生の社会人や職業人としての意識や心構えなどの変化については、教育や指導方法の改善も含めてコース会議（備付-83）（備付-84）で議論するなど、より良い職業教育に向けて取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、A0選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

- (1) (2) 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学習成果に対応しており、学生募集要項（提出-2）の他、本学ホームページ（提出-6）にも明記している。また、オープンキャンパスや進学相談会での入試説明においても、本学が求める学生像や入学者の受け入れの方針を示すようにしている。
- (3) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確にしている。高等学校からの調査書における「学習の記録の記載・全体の学習成果状況」を点数化している。全ての試験に課している面接試験では、毎回面接シートを作成し、項目ご

とに評価基準を明確にし、点数化している。また、総合型選抜においては、自己アピール資料を作成し、学習の成果を文章化することでより具体的な学習成果の把握に努めている。学校推薦型や一般選抜では、国語の試験を課し学習成果の把握に努めている。

■入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学の教育理念、教育方針に共感し、教育・保育・福祉分野に携わることにより意義を見出している学生を受け入れる。

- 1) 高等学校までに学ぶ科目の内容を幅広く理解している。
- 2) 自分とは異なる考えに耳を傾け、それを尊重した上で自身の意見を述べることができる。
- 3) 周囲の人と協調性を持って行動できる。

【幼児教育コース】

- 4) 子どもの置かれている環境に関心を持ち、その成長・発達を支えようとする姿勢と、専門的知識・技術を積極的に学ぼうとする意欲を持っている。

【介護福祉コース】

- 4) 高齢者と障害者の半生に関心を持ち、これからの生活について一緒に考えようとする姿勢と、専門的知識・技術を積極的に学ぼうとする意欲を持っている。

- (4) AO 選抜、推薦選抜、一般選抜、社会人入試等、それぞれの入学選抜方式の特徴を活かしつつ、すべての入学者選抜には、面接試験を課し、入学者受入れの方針に沿った評価基準に基づいたシートを活用し判定している。
- (5) 推薦入試には、大阪暁光高等学校の内部推薦入試と指定校推薦入試と公募制推薦入試がある。内部推薦入試には、面接試験と学科試験を課し学習成果の把握・評価を重視している。指定校推薦入試は、大阪・奈良・和歌山・三重を中心に、高校の状況、入学者実績等を考慮して指定校を定めている。また、2019 年度から指定校の奨学金制度及び基準の変更見直しを行った。また、同時に、指定校中心の定員確保から（アドミッション・ポリシー）を理解した AO 入試での学生確保に重点を置いた募集へ移行した。各選抜方法について、入学支援委員会を中心として、教員が理解した上で選抜試験実施にあっている。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費は、学生募集要項（提出-2）に明記し、面接時に説明している。
- (7) 事務局内に入学支援課を置き、学生の募集から選抜、入学手続きまで実質的な業務を行っている。対外的には、広報活動、入試改革の情報収集と制度設計等、アドミッション・オフィスとしての活動を行っている。
- (8) 事務局内に入学支援課を置き、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。入学支援課にてオープンキャンパスには、個別相談コーナーを設置している。大学案内・募集要項等の資料請求には、無料で迅速に送付できるように体制を整えている。また、恒常的に受験等の問い合わせができるように電話やメールでの問い合わせに対応可能であることを大学の HP 等で告知している。

- (9) 入学実績のあるほとんどの高校に訪問しており、高校訪問時に頂いた意見（備付-22）を参考に、入学者受け入れの方針についての改善等を入学支援委員会（備付-87）で行い、教授会（備付-79）で審議することになっている。

また、子どもの置かれている環境に関心を持ち、その成長・発達を支えようとする姿勢と、専門的知識・技術を積極的に学ぼうとする意欲を育てる為、短期大学教員が高等学校へ授業提供等で高大連携を目標に取り組みを強化してきた。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

- (1) シラバス（提出-7）に、各科目の授業の目的と概要、到達目標を記載し、具体的な学習成果を示している。また、幼児教育コースは「教職課程履修カルテ」（備付-23）において、学生自身が何をどのように学び、身につけるかを具体的に知ることができる。
- (2) 一部の通年科目や現場実習の科目を除き、各科目は半期ごとに学習成果を獲得できるように授業計画を立てている。
- (3) 各科目の学習成果は、筆記試験や実技試験、小テスト、レポートなどにより、量的・質的に測定可能である。幼児教育コースでは「教職課程履修カルテ」によって、学生自身による学習成果の自己評価によって査定できる。また、授業アンケート（備付-15）には、学生による授業評価と、授業への取組姿勢を自己評価する内容が含まれているため、学生・教員の双方が、学習成果を評価・測定することが可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

(1) GPA測定(備付-20)により総合的な学習成果の測定を行い、実習参加の可否判断のための参考資料や卒業判定の資料として用いている。また、学位取得率、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状や介護福祉士資格取得率は、集計されたもの(備付-24)が卒業判定時に教務委員会(備付-85)からコース会議(備付-83)(備付-84)に挙げられ、学習成果獲得状況が把握され、教授会で報告(備付-79)されている。

幼児教育コースでは、GPAや、専門科目の単位取得などを参考にしながら、実習参加への協議をすることもあり、特に保育士資格と幼稚園教諭免許の同時取得に向けては、その学習の成果により検討するための資料として活用している。

介護福祉コースでは、多くの授業で、授業中課題(小レポート・小テストなど)や演習ワークシート(振り返りシートなど)を学生に記入させており、それらの学習物や制作物をまとめてファイリングして保存させることで、学習業績を集積できるように工夫している。また、半期の授業終了時には、それらを用いて各自がその授業の中で何を学んだのかを振り返ることで、知識・技術の獲得についての自覚を促している。

(2) 学生調査については、「大学選択・満足度に関するアンケート調査」(備付-25)を実施し、意欲的に取り組んでいること、授業内容の理解度、理解できない場合の理由などについて集計している。また、学生による自己評価による「教職課程履修カルテ(備付-23)」や「授業アンケート」の結果(備付-15)も集計し、学習成果の獲得状況把握に活用されている。雇用者への調査は、実習訪問・巡回や就職先訪問の際に聴取した内容が「実習巡回報告書」(備付-26)、「就職先訪問記録」(備付-27)に記載・提出され、実習指導担当教員や進路支援担当職員によって集計されたものがコース会議(備付-83)(備付-84)で報告されている。大学編入学者数、在籍者数、卒業者数、就職者数は、その割合と共に年度末に集計されたものが教授会に報告・検討(備付-79)されている。

(3) 毎年、卒業者数、進学者数、就職者数(産業別)は、本学ホームページ「情報公開」(提出-6)で公開している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8の現状＞

(1) 学生の卒業後の動向を把握することの重要性に鑑み、本学では前年度に卒業した卒業生の就職先を訪問し、卒業生の様子を伺いながら、現場の求める人材像やスキルなどについて聞き取り(備付-27)をしている。採用先からの情報は、学生の社会的、職業的

自立を支援するための授業「キャリアデザイン」などにも取り入れている。本学の就職先訪問の取り組みは16年前から行ってきたが、そのなかで卒業生の定着状況の把握にも努めてきた。聴取した内容については、訪問先ごとに訪問記録を作成し、学内で情報を共有できるようにし、月1回行われる実習・キャリアサポート委員会（備付-88）で報告を行っている。また、昨年度より採用先に「就職・採用に関するアンケート」（備付-28）の協力もお願いしている。アンケート項目は、採用試験の内容や本学の学生を採用して頂く決め手になったもの（こと）、採用後気づかれた点についてなどである。

(2)「就職先訪問記録」（備付-27）「就職・採用に関するアンケート」（備付-28）に基づき、社会人としての資質能力を高めるためにどのような支援が大学として必要であるのか、実習・キャリアサポート委員会で検討（備付-88）し、学習効果の点検に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業要件、成績評価の基準、教育課程等については、各学期開始時オリエンテーション（備付-7）（備付-8）に計2回にわたり、『学生便覧』（提出-3）を用いて説明し、学生への周知徹底を図っているが、学生が確実に理解できるよう、さらにわかりやすい説明と資料が必要である。保育士資格取得や幼稚園教諭二種免許状のための関連科目については、厚生労働省や文部科学省の政策動向を注視し、政策変更に対応できるように編成しておく必要がある。また、現在未導入のCAP制及び、ディプロマ・ポリシーに基づいた教養教育の見直し・科目の充実について早急に検討する必要がある。受験生や入学希望者に対して、どのような学習や意欲を求めるのか、より具体的でわかりやすいアドミッション・ポリシー（提出-3）になるよう、今後も検討を続けていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- 2 2019年度入学『大学案内 学生募集要項』
- 3 2019年度 『学生便覧』

- 6 本学公式 Web 大学案内>情報公開
<https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/>

- 7 2019 年度 『講義要綱』
 12 2020 年度入学『大学案内 学生募集要項』
 13 2019 年度 入学手続案内
 14 2020 年度 入学手続案内

備付資料

- 7 2019 年度 前期オリエンテーション資料
 8 2019 年度 後期オリエンテーション資料
 9 大阪千代田短期大学 幼児教育コース教育目的と教育活動
 10 大阪千代田短期大学 介護福祉コース教育目的と教育活動
 15 授業アンケート
 16 授業アンケート結果
 29 進路・就職ハンドブック
 31 プレカレッジのご案内
 32 入学前課題
 33 新入生オリエンテーション資料
 34 学生カルテ
 35 ひとつとカード
 36 進路決定状況
 40 非常勤講師説明会資料
 56 図書館利用案内
 57 図書館ビンゴ
 58 絵本スタンプラリー
 86 2019 年度 学生生活支援委員会議事録
 99 『学校法人千代田学園 第二期学園振興中期計画（2018 年度～2020 年度）』

備付資料・規程集

- 7 大阪千代田短期大学学生生活支援委員会規程
 26 千代田学園奨学金規程
 27 大阪千代田短期大学学生相談室規程
 28 大阪千代田短期大学クラブ、サークル規約
 29 大阪千代田短期大学自動車通学規程
 40 大阪千代田短期大学 図書館図書管理規則
 41 大阪千代田短期大学 図書館規程
 42 大阪千代田短期大学 図書館指定図書及び推薦図書制度実施要項
 45 学校法人千代田学園文書処理規程
 60 大阪千代田短期大学同窓会「ひまわり学業奨学金」規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

- (1)①各科目担当教員は、シラバス（提出-7）に示した成績評価基準に基づき、定期試験（レポート試験を含む）に加えて、授業への参画や発表の状況、ワークシート・小レポート・課題などの提出物、小テストなども十分に加味して、学習成果の状況の評価している。

- ②各科目担当教員は、シラバスに示した成績評価基準に基づき、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③全教員（非常勤講師も含む）が半期ごとに学生による授業評価（授業アンケート）（備付-15）を受けており、その集計結果（備付-16）と学生からのコメントをその後の授業改善に役立てている。
- ④授業内容について、新年度開始前の時期に非常勤講師も含めて「非常勤講師説明会」（備付-40）を開き、打ち合わせをしている。全体会では、学長から「建学の精神」と三つのポリシー、及び本学の現状の説明があり、その後、幼児教育コースと介護福祉コースに分かれて、各コースの教育内容や指導方針（備付-9）（備付-10）を示し、教員間での共通理解を図っている。その後、同系列の授業担当者に分かれた分科会を行い、授業担当者間で授業内容の確認や調整を行っている。
- ⑤各科目において、学生個人の学習成果から学科・コースの教育目的や目標の達成度を把握し、評価している。
- ⑥学生に対して履修から卒業まで、ゼミ教員が主担当として指導している。履修に関しては、新年度オリエンテーションやゼミの時間で指導を行い、履修登録もゼミ教員が必ず確認している。
- (2) ①事務職員は、学習成果の獲得状況について教授会報告を通じて把握するとともに、対応する各委員会と協調し、各々の職務を通じて学生の学習活動を支援している。
- ②特に学生の入学・教育活動・学生生活・進路に対応する部署である「入学支援課」「学務課」「実習・キャリアサポート室」においては、日常的に学生の状況についての情報共有に努め、学生の卒業までの支援を行っている。
- ③学生の履修については、学務課が担当し学科と連携をしながら履修登録から定期試験に関わる情報の提供、成績の通知など行っている。
- ④学生の成績は電子的にデータベース上に保管されるとともに最終的な単位修得状況については紙の資料も作成し、耐火金庫に収めて「学校法人千代田学園文書処理規程」（備付-規程集 45）に定める第1種の文書として永年保管を行っている。
- (3) ①図書館については、全新生生に向け図書館ガイダンスを行い、図書館の利用方法を指導し、コンピュータ・リテラシの授業中に蔵書検索説明を行っている。保育実習や卒論準備に取り組む時期には図書館利用案内（備付-54）を配布している。このような取り組みにより、学生自身による資料検索と活用を促している。又、随時レファレンスなどの学習支援をしている。
- ②図書館内にスペースを設け季節の絵本や実習に関連した図書を展示している。また、保育実習・教育実習に行く学生に対し、通常より貸出期間の長い実習貸出を設け学生の利便性を向上させている。
- 図書館利用促進の試みとして「図書館ビンゴ」（備付-57）を企画している。幼児教育学科コース毎に図書館員がおすすめの図書・雑誌を選び、学生が自由に選べるマスと共にビンゴ表を作成し、日頃学生の目にとまらない資料の活用促進につなげた。
- また、読書案内として「絵本スタンプラリー」（備付-58）を実施。保育士を目指す学生には絵本に興味のある者も多いが、毎年1千冊超出版される絵本の中でどの絵本がよいのかを一人で選ぶのは難しい。そのため、おすすめ絵本をコース別に分け

(乳児向け・幼児向け・昔話・大人向け・名作／5 コース計 65 冊) スタンプラリー方式で提示している。絵本に親しみを持ってもらうと共に幼児教育学習においても有用なイベントとなっている。

- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。教員は自らの研究室に常時ネット回線につながっているコンピュータを備え、授業や研究に加えて大学運営にも活用している。また、授業や大学運営に活用できるよう、学内に無線 LAN 環境を整えている。非常勤講師に対しては、講師室で自由に利用できるパソコンを設置しており、持ち出しが必要な場合はノートパソコンを貸し出している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。学生には、コンピュータ室のパソコンを開放している。学生は授業の課題やレポート等に取り組み、情報収集などにも活用している。学内の無線 LAN 環境は学生にも開放されており、コンピュータ室に限らず、各教室においてスマートフォンやタブレットを活用して調べ学習なども行えるようになっている。パソコンの不具合や学生からの利用に関する質問には、随時職員が対応している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。学内で導入している「G Suite for Education」の機能の一部を活用し、シラバスの作成、フォーム機能を用いた授業アンケートなどを行っている。また、授業をパワーポイントで展開する教員、スマートフォンでも回答可能なフォーム機能を用いて学生に授業中課題に取り組みさせる教員など、各自の業務や学生支援に実際にコンピュータを活用しながら、その技術向上を図っている。

2つのコンピュータ室にはそれぞれ 36 台のパソコンが設置されている。コンピュータ室は授業以外の時間は常時開放されており、実習の報告書をワードで作成したり、実習先のウェブサイト調べ、実習の事前学習などに役立てている。また、マイナビやリクナビのサイトよりエントリーするなど、就職活動にも寄与している。その他、学内 LAN の活用方法として、実習報告書のテンプレートをファイルサーバーにおいて、それをコピーして各自報告書を作ったり、コンピュータ関連科目の課題をファイルサーバにアップロードして、電子データで提出させている。教職員は学内設備が更新された際は、講習会等を企画し、情報技術の向上に努めている。

また、情報処理教育担当専任教員と非常勤教員は日常的に学生の情報技術の到達度などについて情報交換を行い、学生の学習支援に役立てている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や

科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

- (1) 入学手続き者に対し、「プレカレッジのご案内」（備付-31）を送付し、入学前教育としてプレカレッジを実施している。プレカレッジにおける授業は、大学の授業スタイルに近い形で行い、高校までとのギャップを極力小さくできるよう工夫している。また、この授業の中には入学予定者同士の関係づくりも含めている。さらに、プレカレッジの内容と連動させた「入学前課題」（備付-32）を出すことで、入学後の学びに円滑につながるようにしている。
- (2) 入学後の新入生オリエンテーションでは、学生生活に関わるルールやマナー、資格・免許状取得までのプロセスや実習について、カリキュラムと単位の意味、卒業要件などの履修説明、時間割作成と履修登録、学生相談室の紹介と利用方法（備付-33）について説明している。内容によって学年全体やゼミごとに実施している。
- (3) 入学後のプレゼミにおいて、学生に対して、入学から卒業・資格取得・就職に至る「2年間の学生生活」を時系列で説明し、学習方法、科目の選択など、これからの学びをイメージできる機会を設け、学習の動機付けに繋げている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、『学生便覧』（提出-3）や『講義要綱』（提出-7）を発行し、履修や学習に必要な資料として配布している。また各科目のシラバスは本学ホームページ「情報公開」（提出-6）でも公開している。
- (5) 各科目担当教員が必要と判断した場合には、補習を行い、課題を出している。また、コース会議等で議論し、ゼミ教員を中心に、個別の補習等も行っている。ゼミナールの時間では、全体指導が中心となるため、必要な場合は、時間外等に個別に呼び出し指導を行うほか、学生同士での学習により、意欲的に自己の課題に取り組む体制を整えている。1 回生時は全体の基礎学力を把握しながら、各授業において、学力を補えるように工夫した課題の提示等を行っている。

- (6) ゼミ教員によって、履修や学習について指導・助言しており、科目担当教員（非常勤講師を含む）とも各学生の情報を共有している。また、専任教員は、具体的な学習内容や学生の学習上の悩みなどについて、オフィスアワーを設定（提出-3）し、研究室で相談・指導できるようにしている。
- (7) 本学では、「幼稚園教諭免許状取得特例講座」「保育士資格取得特例講座」を通信教育によって行い、その受講者を幼児教育科の科目等履修生として受け入れている。学習成果の獲得に向けて、教育を行うにあたっては、本学生涯学習センターが中心となった添削等による指導の学習支援体制を整備している。
- (8) 進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援について、組織的には行っていないが、希望する学生にはより高度な課題や情報を提供するようにしている。ゼミや授業において優秀な学生らが、進度の遅い学生の相談役・指導役になる機会も設けている（進度の遅い学生も、その学生の得意な分野で他の学生の相談役等を務める）。「教える」ことを通して、自らが獲得してきた知識のより深い理解や技術の定着などにもつながっている。
- (9) 留学生の受け入れ、派遣については、留学生への生活支援の体制が十分でないことから、現在のところ行っていない。
- (10) 大学全体で組織的には行えていないが、介護福祉コースでは、各学生の入学時からの成績と単位取得状況、介護実習の評価及び実習施設からのコメントなどを「学生カルテ」（備付-34）として電子的に管理し、教員間で共有している。これらのデータはコース会議で分析し、学習支援方策について点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

(1) 学生の生活支援のための教職員組織として、学生生活支援委員会（備付 - 規程集 7）を設置している。2019 年度は教員 2 名で構成し、事務担当として学生生活支援担当 2 名が出席。定例会議は、第 1 水曜日に毎月開催（備付-86）している。学生生活支援委員会の役割として、主なものは以下の通りである。

- ・学生の自治活動に対する協議と助言をすること
- ・奨学生の選考に関すること
- ・学生の福利厚生に関すること
- ・学生相談室の運営に関すること
- ・の他学生の生活全般に関すること。

(2) クラブ・サークル（備付 - 規程集 28）は、下記の通り、活動を行っている。活動費は、学生自治会から支給している。

（体育系）・バレーボールサークル

（文化系）・軽音楽部（バンド演奏） ・茶道部 ・マルチメディア部

本学には学生自治会があり、学生が関係するクラブ・サークルや行事等を組織運営している。学生自治会役員を選出し、大学祭前には大学祭実行委員としての拡大組織で取り組んでいる。当初は大学祭開催に関わる程度の活動内容であったが、現在では以下のような様々な企画を推進している。学生生活の活性化を図る上で、行事の中身を見直しつつ行っている。

- ・「新入生歓迎会」 オリエンテーション期間に新入生歓迎レクリエーションやクラブ紹介を行う。
- ・「わくわく夕食会」 新入生向けに夕食会を 4 月中旬に行っている。
- ・「大学祭」（小山田祭） 1 日間の日程で、学習成果の発表・作品展示、舞台発表、模擬店などを行っている。
- ・「おたのしみ会」 クリスマス時期に、1、2 回生の交流会を行っている。

（注）例年、「卒業を祝う会」を卒業式のあとに、体育館にて舞台発表、食事を行い、卒業生と共に、在校生、教職員で、卒業を祝っていたが、コロナウイルス感染防止のため、2019 年度は中止となった。

(3) 学生食堂と購買は、大学生生活協同組合によって運営されている。学生は入学時に全員が出資し、組合員となっている。大学生協の理事は、教職員 4 名と在學生 2 名から構成されており、「ひとことカード」（備付-35）を集めるなどして学生の意見・要望を取り

入れて運営されている。

- (4) 地元の不動産業者 2 社と提携し、下宿希望者に業者を紹介している。これまでは本学と提携したマンションを用意していたが、下宿生の減少により、提携を中止した。その分、大学は下宿生の状況把握に努め、例えば病院受診が必要となれば付き添うなど、生活面での支援を実施している。

- (5) 本学は南海高野線千代田駅から路線バスで約 12 分、近鉄長野線河内長野駅から路線バスで約 14 分のところに立地しているが、路線バス利用に加え、千代田駅から大学までの直行バスを運行している(南海バスに委託)。また、泉州方面(南海本線泉大津～JR 阪和線和泉府中～南海高野線和泉中央)から本学までを結ぶ中型バス、河内長野駅から本学までのマイクロバスを運行し(南海ウイングバスに委託)、通学の利便性を図っている。

また、「大阪千代田短期大学自動車通学規程」(備付 - 規程集 29)に基づき、自転車通学やバイク通学等について定めている。駐輪場を設置し、自動車通学者のために駐車場を設けている。また、交通安全のため、自動車通学、バイク、自転車通学の学生には、学内で行う交通安全講習の受講を義務付けており、この講習を受講した学生に車両による通学許可を与えている。

- (6) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている学生(奨学生)は、全学生の半数である。2018 年から非課税世帯対象に給付奨学金が開始し、1 回生は 7 名、2 回生は 3 名受給している。

介護福祉コースの学生は、介護福祉士等修学資金貸付制度を申請することができる。本制度は卒業後、貸付を受けた都道府県内において介護福祉士等として介護等の業務に 5 年間従事すると全額返還免除となる制度であり、本学においては大阪府社会福祉協議会で申請し、毎年 4 名程度が修学生として採用される。また、介護福祉士養成給付型奨学金についても、例年大学から 1 名優秀な学生を推薦、給付をうけており、介護専門職を目指す学生の一助となっている。

2016 年度から、幼児教育コースの学生も、大阪府、和歌山県保育士修学資金貸付制度を申請できるようになった。学生への経済的支援のための制度については、本学独自の奨学金に「千代田学園奨学金」(備付 - 規程集 26)があり、推薦入学受験者対象に募集、経済的必要度の高い学生に対し給付を行っている。また、本学同窓会による奨学金「ひまわり学業奨学金」(備付 - 規程集 59)があり、成績優秀でありながら、経済的事実で修学困難な在学学生を対象に給付を行っている。

- (7) 保健室を備え、養護教諭 1 名で体調不良の学生に対応している。また学校保健安全法に従い、前期に本学で健康診断を受診している。検査結果は本人と大学の双方に通知される。診断結果で所見がある学生については保健室から、再検査を勧めるなどの指導を行っている。学生相談室(備付 - 規程集 27)を週 1 回開室し、カウンセラーによるカウンセリングを行っている。

- (8) 小規模校で、教職員と学生の距離が近いため、学生の要望が普段から言いやすい環境である。事務局窓口で要望があれば、できるだけ要望に沿える方向で対応に努めている。また、学生の意見を聞くために 1 階エレベーター前に「目安箱」を設置している。

- (9) 留学生入試制度はあるが、現状としては在籍していない。

- (10) 社会人入試制度、50+(フィフティプラス)入試を整備し、社会人を受け入れている。社会人も一般学生とともに同じ授業を受けているため社会人に特段の支援する体制をとっているわけではないが、社会人学生は学習姿勢が熱心であり、一般学生となじみ、頼りにされているケースが多い。むしろ一般学生が社会人学生に学ぶことが多いように見受けられる。
- (11) 施設としては車いすトイレ、点字誘導ブロック、スロープ、手すり、段差解消機等を備えている。障がい学生の支援体制を整えるのは今後の課題であり、現状は個別に対応し、配慮および支援を行っている状況である。
- (12) 長期履修生を受け入れる制度は持っていない（働きながら学ぶ学生を想定し、検討しことがある）。
- (13) 本学は幼児教育および保育者、介護福祉士の養成校であることから、ボランティア活動や地域活動を積極的に行い評価している。短期大学へのボランティア派遣依頼は、学生に随時紹介している。幼児教育コースでは、幼稚園、保育園、障がい児・者施設等のボランティアをはじめ、地域では河内長野市「くろまるキッズ大集合」ボランティア、河内長野市 子ども・子育て総合センター「あいっく」ボランティア等。介護福祉コースではかわちながの市民まつり、旭ヶ丘寿グリーンクラブ(老人会)ボランティア、老人福祉施設の納涼祭等、様々参加を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

- (1) 学生の就職・進学を支援するための組織として、実習・キャリアサポート委員会（備付 - 規程集 9）を設けている。委員会は2名の教員と、実習・キャリアサポート室の職員3名（内1名はキャリアコンサルタント）で構成され、全学的な立場で実習や進路・就職指導方針や学生の就職活動の現状や課題などについて情報交換や意見交換を行っている。

方針の実行にあたってはゼミ担当教員と協力しながら行っている。特に実習とキャリア支援を同じ委員会で行うことによって、幼稚園・保育園・認定こども園・福祉施設への就職指導については、学生の特性に見合った職場を紹介・斡旋できるようになってきた。

保育者、介護福祉士が不足している現状ではあるが、就職試験の早期化や学生の社会に参加すること、働くことに対する不安感や多様な考え方により、就職支援は年々難しくなっている現状がある。

このような状況のなか、本学では、1回生終了時に、学生・委員会の教員・キャリアサポート室職員による進路面談を実施し、個々学生の進路に関する悩みや希望、今後の具体的な活動計画などについて話し合い、就職活動の準備を行っている。

また、学生の社会的、職業的自立を支援するための授業「就職ガイダンス（単位なし）」の講義を正規の時間割に位置づけて行っている。授業で学生が書いた感想を紹介する。「仕事に就くという責任の重さがよくわかった。その職に就いたからにはしっかりとやり遂げなければならないことがあるということも知った。どのような理由であれ、自分の選んだ道は一生懸命に生きなければならないと思うことができた。私はすごくマイペースで適当な性格で就職も特に焦らず何とかなるやろ。何とかならんかったらその時はその時。と何もしていないのに自分の都合のいいように考えていた。ですが、キャリアデザインでの授業で一生懸命に頑張っている人たちの話を見るたび聞くたび何かしなければと思うことができた。そして、就職したら一生懸命に頑張ろうと思えた。」

- (2) 就職支援のための施設として、実習・キャリアサポート室Ⅰ・Ⅱがある。実習・キャリアサポート室は3名の職員が常駐し、学生のキャリア支援と実習関係の実務を行っている。サポート室は本館7階ゼミ教員の研究室と同じ階に整備され、教職員が迅速に学生支援について相談、連携がとれる体制になっている。

本学では4年前から実習業務とキャリア支援を同じ部屋で行うようになり、学生は1回生から実習関係で頻りにサポート室を訪れるようになった。その結果、個々学生の状況を早い時期から理解し、信頼関係を構築しながらキャリア支援ができるようになってきた。

- (3) 本館6階には「実習・就職活動準備室」（提出-3）があり、企業・幼稚園・保育園・認定こども園・福祉施設からの求人票や4年制大学編入関係の情報、公務員試験の案内、受験報告書なども準備されており、学生が自由に閲覧できるようにしている。

また、準備室には本学指定の履歴書や練習用の下書き用紙、郵送のための封筒なども用意し、学生が落ち着いた状況で就職活動の準備に取り組めるようにしている。

本学は保育者、介護福祉士養成校であるため、担当教職員が連携して保育士資格、幼稚園教諭免許、介護福祉士の資格取得のための支援を積極的に行っている。さらに幼児教育コースでは児童厚生二級指導員資格やこども音楽療育士、保健児童ソーシャルワーカー（受験資格）などの資格が取得できるようなカリキュラムを整えている。

また、生涯学習センターでは介護職員初任者研修や、ガイドヘルパー養成研修等の講座を開講しており、希望者は受講できるようになっている。

全体の就職試験対策としては、就職ガイダンスの時間を活用している。毎時間就職活動に必要な情報を提供し、自主的自覚的な諸活動への参加を促すとともに、学生の就職活動の状況を把握するようにしている。その情報を元に学生と個別に連絡を取り、具体的な対策を行うなどの支援につなげている。ガイダンスでは、『進路・就職ハンドブック』（備付-29）も使いながら、履歴書の書き方、送り状や封筒の書き方、本学と懇意

な園・施設の施設長による筆記試験や実技試験、面接試験対策などの講義を行っている。その結果 2020 年 3 月卒業生で就職を希望する者は、全員が希望する職に就くことができている(備付-36)。

- (4) 本学では毎月 1 回行われる実習・キャリアサポート委員会(備付-88)において、学生の就職活動の状況や内定状況を報告している。その資料はコース会議においても報告、話し合われる。最終的な「進路決定状況」(備付-36)は卒業年の 4 月に報告される。そのなかで、その年度の求人採用活動の傾向や学生が就職を希望する園や施設の傾向(例えば大規模な園よりも小規模園、遠い就職先より通勤時間が自宅から 30 分圏内等)、進路選択時における学生の考え方の傾向や特徴等について報告され、次年度の課題や支援を強化すべき点等について確認し、次年度の学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学希望者に対する相談・支援は、実習・キャリアサポート委員会に四年制大学編入学支援担当者を置き、英語と論作文の指導、編入先大学に関する情報提供や相談・支援を行っている。個人指導が中心であり、2 回生の 5 月初旬に進学希望者を募集して上記の指導を開始しつつ、1 回生終了時の進路面談の結果を踏まえて志望大学について個人相談を進めている。本学では編入学希望者全員が希望した四年制大学に進学している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

入学前に行われるプレカレッジや入学前課題の内容を変更する必要はないか引き続き検討が必要である。近年は、基礎学力の不足だけでなく、コミュニケーション面で課題を抱えている学生も増えてきており、基礎学力を補う方法や人間関係の構築方法など、対応方法をさらに検討していく必要がある。

志願者・入学者の減少傾向に歯止めをかけ、入学定員を確保することが喫緊の課題である。そのためには在学学生はもちろん、受験生や保護者に魅力ある短期大学であると確信できる教育環境(教育資源、学習支援、生活支援、進路支援)の整備に努め、全学をあげて改善に取り組む必要がある。

2 年間しかない短期大学では、入学後よりすぐに実習等が開始される。その意欲を保つためには、入学前より少しでも学生の状況を把握できるシステムを構築する必要があると考えている。現在、プレカレッジを行っているが、入学前ということもあり、全員の出席を促せないこと、また、プレカレッジへの不参加者に支援が必要な場合も多く、この在り方を検討する必要もひとつである。

また、多様な学生が増加しているので、長期履修制度や社会人学生の学習支援体制強化についても検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

「全学共通科目が幼児教育科と総合コミュニケーション学科で異なっており、全学共通科目の統一がなされていない。」という指摘を受け、全学共通科目を統一した。「一部の授業科目で15回目に試験を行っている科目が見受けられることから、改善が必要である。」という指摘については、直ちに検討し、全科目15回授業を行い、試験は15回授業後に行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

『学校法人千代田学園 第二期学園振興中期計画（2018年度～2020年度）』（備付-99）を基に、改善を行っている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 6 本学公式 Web 大学案内>情報公開
<https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/>

備付資料

- 39 非常勤教員一覧表
 41 研究計画書
 45 『大阪千代田短期大学紀要第49号』
 100 「大阪千代田短期大学 明日を考える学習会」資料

備付資料・規程集

- 4 大阪千代田短期大学企画会議規程
 11 大阪千代田短期大学 研究倫理委員会規程
 15 大阪千代田短期大学 FD委員会規程
 16 大阪千代田短期大学 SD推進委員会規程
 18 大阪千代田短期大学 教員の採用及び昇任並びに任期付き教員の更新に関する規程
 19 大阪千代田短期大学 教員の採用及び昇任並びに任期付き教員の更新に関する規程「『教員資格審査基準』に関する申し合わせ」
 32 『大阪千代田短期大学紀要』投稿規程
 33 大阪千代田短期大学 研究倫理規程
 34 大阪千代田短期大学 研究倫理審査規程
 35 大阪千代田短期大学 研究費規程
 39 研究倫理に係る違反行為等への対応に関する規程
 45 学校法人千代田学園 文書処理規程
 46 学校法人千代田学園 公印取扱規程
 47 学校法人千代田学園 個人情報保護規程
 50 学校法人千代田学園 施設設備使用制度規程
 51 学校法人千代田学園 就業規則
 52 学校法人千代田学園 育児休業規程
 53 学校法人千代田学園 介護休業規程
 54 学校法人千代田学園 給与規程
 55 学校法人千代田学園 定年規程
 57 学校法人千代田学園 パートタイマー就業規則
 59 学校法人千代田学園 固定資産及び物品管理規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

- (1) 本学は、保育士・幼稚園教諭及び介護福祉士を養成する「幼児教育科」単科の短期大学であり、各養成課程における設置科目に基づいて専門分野や実務経験などを考慮した教員組織を編制している。
- (2) 本学は入学定員 150 名（収容定員 300 名）で、専任教員数 17 名（教授 6 名・准教授 1 名・講師 10 名）、分野別・男女比（男 10 名：女 7 名）・年齢別構成（70 歳～：2 名、60～69 歳：4 名、50～59 歳：4 名、40～49 歳：6 名、30～39 歳：1 名）（2019.5.1 現在：短大 HP 情報公開ページ）は、短期大学設置基準に基づいており適切な教員組織が編成できている。教員数についても基準を充足している。
- (3) 専任教員の業績などは本学ホームページ（提出-6）で公表している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて、主要科目の授業は、基本的に専任教員が担当しているが、専任教員でカバーし得ない専門知識・技術を要する科目については非常勤教員を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用についても、学位、研究業績、その他の経歴等（備付-39）、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 補助教員は配置していないが、必要に応じて実習担当職員が補助に入っている。
- (7) 教員組織における本学の専任教員採用や昇任にあたっては、短期大学設置基準の規定に則り、職位は、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に照らし合わせて、「学校法人千代田学園 就業規則」（備付-規程集 51）や「大阪千代田短期大学教員の採用及び昇任並びに任期付き教員の更新に関する規程」（備付 - 規程集 19）に基づき教員資格審査委員会で選考している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

- (1) 本学は、保育士・幼稚園教諭及び介護福祉士などの教育・福祉専門職を養成しており、実習系、実技系の授業も多いが、その教育・指導の裏付けとして、理論面での研究が重要であることは、教職員の一致した認識である。教員は年度当初に、研究計画書（備付-41）を作成し、研究を進めている。研究活動は、基本的に個々の教員が専攻する研究領域で取り込まれ、論文発表、学会活動も熱心に行っている。他方で、専門領域の他、カリキュラム・ポリシーに基づいて授業と直結した研究も行われており、教育活動を通じた学生への研究成果の還元も行われている。
- (2) 教育研究活動については、『大阪千代田短期大学紀要 第 49 号』（2019 年度）（備付-45）へ論文等を掲載し、国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ（CiNii）でその書誌情報を検索することが可能となっている。また本学「紀要」の巻末に「研究業績及び社会活動一覧」を掲載しているほか、本学ホームページにおいて、その研究成果及び業績を公開（提出-6）している。
- (3) 科学研究費補助金、外部研究費等の獲得については、2018 年度、2019 年度にそれぞれ 1 件（私学事業団女性研究者奨励金）採択されている。
- (4) 専任教員の研究活動については、次のとおり規程を整備している。
 - ・大阪千代田短期大学研究費規程（備付 - 規程集 35）
 - ・大阪千代田短期大学研究倫理規程（備付 - 規程集 33）
 - ・大阪千代田短期大学研究倫理委員会規程（備付 - 規程集 14）
 - ・研究倫理に係る違反行為等に関する規程（備付 - 規程集 39）

- ・大阪千代田短期大学研究倫理審査規程（備付 - 規程集 34）
 - ・「大阪千代田短期大学紀要」投稿規程（備付 - 規程集 32）
- (5) 研究倫理の遵守については、本学の学術研究の信頼性と公平性を確保するために、本学において研究に携わる者が研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度における倫理基準について「大阪千代田短期大学研究倫理規程」を定め、研究者の行動規範等について示している。また、研究倫理規程に基づいて、本学の教育研究活動が、教職員の高度な倫理意識のもと公正に行われることを目的とし、そのために必要な方策を検討し、実施するために、「大阪千代田短期大学研究倫理委員会規程」によって研究倫理委員会を設置し、研究倫理の遵守の徹底を図っている。本学で行われる研究のうち、①研究対象となる個人又は家族の身体的、心理的又は社会的影響を伴う研究、②公表される研究結果から対象者が特定できる研究、③本学学生を対象とした研究に関しては、「大阪千代田短期大学研究倫理審査規程」に基づく「研究倫理審査委員会」を設置し、申請者から提出された実施計画等を倫理的及び社会的観点から審査することで、本学における研究の信頼性と公平性を確保している。
- (6) 研究成果を発表する機会として、『大阪千代田短期大学紀要』（備付-45）を発行している。紀要は、紀要編集委員会が編集・原稿依頼・投稿論文の審査・刊行を担当し、『大阪千代田短期大学紀要』投稿規程』（備付 - 規程集 32）に基づき、毎年 1 回発行している。
- (7) 各教員別に個人研究室を整備し、学内 LAN を設置するなど、教員の研究活動を支援する環境を整えている。
- (8) 専任教員（特任教員を含む）の研究活動や研修等を行う時間を保障するために、週 4 日の出勤、週 1 日は研究日としている。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は設けていない。
- (10) FD 活動にあたっては、「大阪千代田短期大学 FD 委員会規程」（備付 - 規程集 15）に則り、教務委員会と学務課が中心となり、授業・教育方法の改善のための全専任教員の研修活動を進めている。前期及び後期期間に 1 週間の「FD 週間」を設け、授業の相互参観を行い、授業見学報告用紙を作成し、自らの授業を振り返るとともに授業担当者にフィードバックしている。また、教育活動のみならず全学的な課題をテーマにした FD・SD 研修会等（備付 - 規程集 15）（備付 - 規程集 16）も開催している。2019 年度の実施状況・内容は下表の通りである。

表 26 FD・SD 研修会の実施状況・内容（2019 年度）（備付-100）

テーマ	月日	講師
短期大学の改革と定員問題について ～私の経験から～	7 月 10 日	岡本（高野山大学新学科設置 準備室室長）
短大は生き残れるか 18 歳の子どもたちと未来を語る		西林（大阪芸術大学短期大学 部保育学科長）
美作短期大学の取り組みに学ぶもの	8 月 28 日	藤並（入学支援課長）
高短連携の現状と今後の課題		笹渕（高校入試広報室長）

千代田短大の今後について ～ブランディングと学生募集～	9月25日	吉井（幼児教育コース講師）
高野山大学の現状と学生募集について		奥田・長岡（高野山大学新学科 設置準備室）
学園70周年事業について	10月23日	島田（法人本部企画部長）
ブランディング～千代短の歴史から～		寄（幼児教育科コース長）
青森明の星短期大学の 大学改革と今後の戦略	11月14日	石田（青森明の星短期大学学 長）
介護福祉コース実践報告（実習指導）	1月8日	西本（介護福祉コース講師）
介護福祉コース実践報告（カリキュラム）		青木（介護福祉コース長）

(11) 専任教員は、本学の運営機構である教務委員会、学生生活支援委員会、実習・キャリアサポート委員会、図書委員会、入学支援委員会に属し、担当課である学務課（教務・学生）、実習・キャリアサポート室、図書館、入学支援課と連携して、教育・学習成果の向上に取り組んでいる。二つのコンピュータ室及びマルチメディア室は情報処理教育の拠点であり、他の情報処理教育機器に関する管理、操作、支援やトラブルへの対応は情報処理教育担当教員及び事務局で対応している。幼児教育コース学生のためのピアノレッスン室は音楽担当教員と学務課、図画工作室は美術担当教員と学務課が、また介護福祉コース学生のための介護実習室や入浴実習室は介護実習担当教員と学務課が連携し管理運営している。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

- (1) 事務局の代表として事務局長を置いている。事務局長は学長の命を受け、所管事務の管理と所属職員の指揮監督を行っている。事務局各部署には課長、室長、センター長を置き、所属課員を指揮監督している。所属課員は、専門的な知識や技能を有し、適切な事務執行を行っている。

表 27 【事務局分掌概要】

学務課	教務・学生支援及び庶務・会計に関すること
入学支援課	広報・学生募集・入学支援及び新入生の入学準備に関すること
実習・キャリアサポート室	実習・就職活動・編入に関する事務及び学生支援
生涯学習センター	社会人向け講座の企画・運営に関すること
福祉実務研修センター	介護福祉士となるための人材の養成に関すること
図書館	図書館図書の整備・研究活動支援及び図書館利用支援に関すること

- (2) 学務課に保健室担当として養護教諭資格を持つ職員を配置。実習・キャリアサポート室にはキャリアコンサルタントの資格を持つ職員を配置して学生の進路指導の支援や就職相談を行っている。また、図書館には図書館司書を配置し、それぞれ専門的な知識や技能を有する。
- (3) 事務職員の能力や適性を発揮できるよう事務体制と主な分掌（表 27）を定めている。定期的に課長会議を開催し情報共有に努める一方、学内の経験知にとどまらず大学事務職員としての一般的職能や高等教育をめぐる現代的課題について学ぶために私立短期大学協会主催の研修会を始めとして外部の研修会にも積極的に参加して専門的職能を高めている。
- (4) 事務関係諸規程では、「学校法人千代田学園 文書処理規程」（備付 - 規程集 45）「学校法人千代田学園 公印取扱規程」（備付 - 規程集 46）「学校法人千代田学園 個人情報保護規程」（備付 - 規程集 47）「学校法人千代田学園 施設設備使用制度規程」（備付 - 規程集 50）「学校法人千代田学園 給与規程」（備付 - 規程集 54）「学校法人千代田学園 就業規則」（備付 - 規程集 51）「学校法人千代田学園 固定資産及び物品管理規程」（備付 - 規程集 59）等が整備されており、規程に基づき適切な事務執行を行っている。
- (5) 1階事務局に学務課と生涯学習センター、入学支援課を置き、2階図書館に図書館事務室、7階に実習・キャリアサポート室を置いている。職員ごとに PC を用意し、業務上のデータは原則として事務局内の共有サーバに保管して情報を共有している。また、業務遂行上必要な備品を整備している。
- (6) 共有サーバには部署・役職ごとにアクセス権限を設定しており、またサーバおよびクライアント PC には統合セキュリティシステムを導入している。また電子メールサービスと統合されたクラウドサービスと契約し、教員・学生とのコミュニケーションや情報共有に活用している。近隣の消防署のアドバイスを受けながら年次消防計画を作成し、毎年消防訓練を行っている。従前年度当初の繁忙期を避け 10 月に行ってきたが、新入

生が半年に渡って訓練を受けないまま学生生活を過ごすことになってしまうことから、2018年度4月に実施することに改めた。2019年度は4月24日に実施した。

- (7) SDの取り組みについて「大阪千代田短期大学SD推進委員会規程」(備付-規程集16)に定めている。全学的なものとしては短期大学で通常年2回の全学FD・SD研修に取り組んでいる(表26)。各部署で日常的にSDが行われることを重視しており、書籍の購入費も予算化して職員のスキルアップのために活用している。
- (8) 月毎に課長会議を行い、関係各部の連絡調整を図っている。学内の事務運営の在り方や調整を協議する中で、日常的に業務の見直しや事務処理の改善を図っている。
- (9) 委員会には、対応する部署から事務職員が出席し協同に務めている。また、教授会の課題整理や必要に応じて学長への諮問を行う企画会議(備付-規程集4)は、事務局長及び事務局次長が出席し教員・職員間の情報共有および方針作成にあたって実務の立場からチェック機能を担っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

- (1) 専任教職員の就業については、「学校法人千代田学園 就業規則」(備付-規程集51)を定め、就業に関する基本的事項を示している。さらに詳細については、「学校法人千代田学園給与規程」(備付-規程集54)「学校法人千代田学園 定年規程」((備付-規程集55)「学校法人千代田学園 育児休業規程」(備付-規程集52)「学校法人千代田学園 介護休業規程」(備付-規程集53)などの諸規程に定められている。専任教職員以外の雇用形態である非常勤講師やパートタイマー等については、「学校法人千代田学園 就業規則」(備付-規程集51)に準じ、「大阪千代田短期大学教員の採用及び昇任並びに任期付き教員の更新に関する規程」(備付-規程集19)「学校法人千代田学園 パートタイマー就業規則」(備付-規程集57)等、それぞれ規程を定めている。これらの教職員の就業に関する規程は、学校法人千代田学園の諸規程集として整備している。諸規程の改廃は法人本部で適正に行っている。
- (2) 短期大学には教職員閲覧用として最新の諸規程集を設置するとともに、全ての諸規程をPDFデータで共有フォルダに保存し、教職員が学園ウェブサイトから就業に関するすべての規程を自由に閲覧することができる。
- (3) 教職員の就業は、就業規則に基づいて法人本部が適正に労務管理を行い、教職員は就業規則を遵守している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

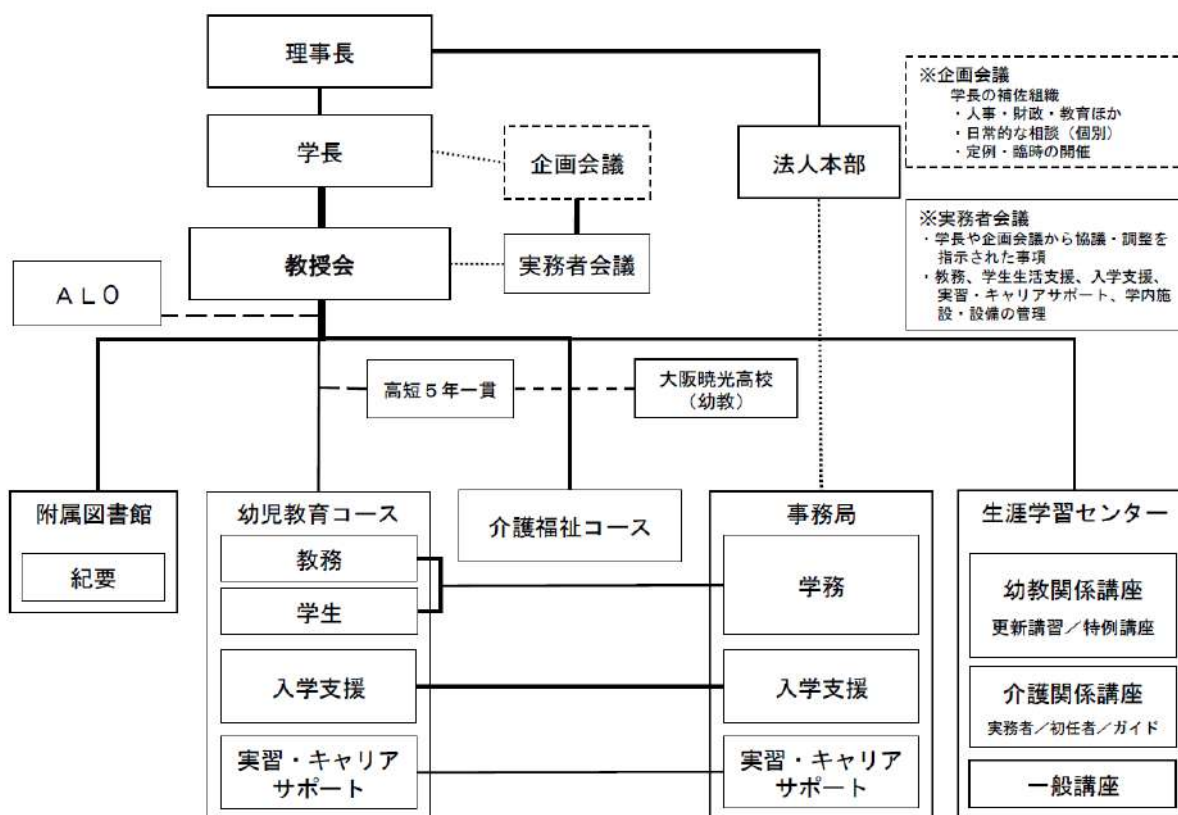
教員人事については、これまで設置基準及び教職課程に基づいて教育・研究分野や年齢構成により計画的に行ってきたが、2018年度の教職課程の再課程認定において、新課程に即した科目分野及び学生支援の観点から教員組織の強化を図った。その結果、教員の講師率（72% 13人/18人中）が高くなった。また、学生数の減少により、この間事務局の大きな再編を行ってきた。具体的には、2016年には教務課・学生課・庶務会計課を統合し学務課に再編した。

また、2018年には学務課の実務のうち幼児教育・保育の実習に関する実務と進路就職支援課の業務を統合し実習・キャリアサポート室を整備した。

この結果、次のとおり、望ましい教職員組織の構成の積み重ねを行っている。

図 5

学内組織図（2019年度）



<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

本学は、保育士・幼稚園教諭・介護福祉士を始めとする教育・福祉専門職として活躍できる人材養成を行っている短期大学である。このため、本学では保育・教育・福祉の実務科教員をできる限り採用する一方、大学教員の養成も若手研究教員も採用して、一人の教員が最低一つの研究指定校や園を基本に研究活動を行うことを推奨している。

また、教員の研究実践活動を保証するために現場で豊かな経験を持つ非常勤講師等を採用し教員組織の構成を行っている。従前本学が短大所在地の河内長野市教育委員会や隣接する河南町教育委員会、各学校園と地域連携を重視してきた経緯があるため本学の教育活動にも積極的に関与していただける背景がある。

事務組織においても、大幅な再編成を行ってきたが、あくまでも学生の学ぶ環境を保証するためのものである。2019年度は、FD・SD研修として「大阪千代田短期大学の明日を考える学習会」を年間6回（備付-100）行い、学生の学習成果や学生満足度の向上に努めている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]**<根拠資料>****提出資料**

3 2019年度 『学生便覧』

備付資料

53 校地、校舎に関する図面

備付資料・規程集

- 40 大阪千代田短期大学 図書館図書管理規則
- 41 大阪千代田短期大学 図書館規程
- 42 大阪千代田短期大学 指定図書及び推薦制度実施要項
- 43 大阪千代田短期大学 図書館資料除籍規程
- 48 学校法人千代田学園 危機管理規程
- 49 大阪千代田短期大学 危機管理マニュアル
- 58 学校法人千代田学園 経理規程
- 59 学校法人千代田学園 固定資産及び物品管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

- (1) (2) 本学は、所在地である河内長野市小山田町に校舎敷地 2,718 m²と運動場用地 4,224 m²合わせて 6,942 m²の校地を所有している。短期大学設置基準上の必要面積 3,000 m²を超え、基準を十分に満たしている。その他用地 14,776 m²を含めると総面積は 21,718 m²である。
- (3) 校舎面積は 5,142 m² (備付-53) であり、短期大学設置基準上の必要面積上で必要な 2,850 m²を上回っている。キャンパスの主な施設は、本館を中心に体育館のある総合館、運動場からなる。本館は 7 階建てで 4 階まで吹抜けで太陽光を十分取り入れている。1 階に事務室、会議室、学長室、保健室等を配置し、食堂、キャンパスショップ、ラウンジ (提出-3) も 1 階に配置されている。
- (4) 正面玄関から本館への動線にはスロープが設置され、本館の移動はエレベーターを利用することができる。また、本館・総合館の 2 棟に分かれた校舎には、それぞれユニバーサルデザインに基づくトイレや各所のスロープを備え付け、障害者の利用にも対応している。
- (5) 教室については講義を行うに十分な数の講義室 (表 30) とともに、図工室、調理実習室、音楽室、介護実習室など保育士・幼稚園教諭・介護福祉士を養成する短期大学として、必要な教育を行うための施設を設置している。
- (6) 本学は、通信による教育を行う学科を設置していない。
- (7) 本館に学生のピアノ技術向上を図るためにピアノレッスン室を 2 教室設け、1 教室は個人レッスン用に 10 ブース設置、このほか図工室、調理実習室、介護実習室に必要な機器備品を整備している。また、総合館 1 階のリズム室や 2 階の体育館 (アリーナ) にも必要な用具を整備している。
- (8) 図書館は適切な面積 (表 33)、座席数を有しており、図書館の蔵書数、視聴覚資料数は十分である。本館 2 階に図書館、総合館 1 階に書庫を設置し、総面積は 597.86 m²であ

る。図書館には、参考、一般書架、雑誌架やAVコーナーがあり、絵本書架には畳コーナーを配置している。書庫には電動書架、一般書架を設置している。

(9)①図書館資料については、「大阪千代田短期大学図書館図書管理規則」（備付 - 規程集 40）「大阪千代田短期大学図書館規程」（備付 - 規程集 41）を基に選書方針を定め購入している。指定図書・推薦図書制度（備付 - 規程集 42）を設け、授業科目に必要な図書や学習の助けになるような資料を教員より募集し備えている。また、学生からの購入希望にも随時応えている。図書館資料の廃棄は、「図書館資料除籍規程」（備付 - 規程集 43）に基づき、複本で所蔵がある資料や著しい汚破がある場合に除籍処理を行っている。除籍図書は、教職員や学生の希望者へ譲渡している。

②参考図書・関連図書については、幼児教育科に関連する保育、幼児教育分野を中心に選書を行い、特に利用の多い読み聞かせのための絵本を積極的に収集している。

(10)体育館（アリーナ）の面積は961㎡(表32)であり、適切な面積である。

表 28 校地・運動場等面積（備付-53）

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等 の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)
	校舎敷地	2,718	-	-	2,718	
	運動場用地	4,224	-	-	4,224	
	小計	6,942	-	-	6,942	300×10 = 3,000
	その他	14,776	-	-	14,776	
	合計	21,718	-	-	21,718	

表 29 校舎面積（備付-53）

区分	専用(㎡)	共用(㎡)	共用する他の学校等 の専用(㎡)	計(㎡)	基準面積(㎡)※
校舎	5,142	-	-	5,142	2,850

※ 収容定員 300 人までの教育学・保育学関係の短期大学

表 30 教室等

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
12	7	8	3	0

表 31 専任教員研究室

専任教員研究室	16
---------	----

表 32 体育館

体育館	面積(㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要
	961	リズム室

表 33 図書館面積等 (2020年3月31日現在)

図書館	面積(m ²)	蔵書数	学術雑誌数	AV資料数	座席数
	597.86	83,144冊	72種	1,917点	58席

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

- (1)(2) 学校法人の統一規程として「学校法人千代田学園 経理規程」(備付 - 規程集 58)「学校法人千代田学園 固定資産及び物品管理規程」(備付 - 規程集 59)を整備しており、それに則り、維持管理をしている。また、専門家による学舎本体や附属設備の定期検査も実施し、中・長期の修繕計画に基づいて、計画的に施設設備及び物品の維持管理を実施している。
- (3) 防災、危機管理に関しては、「危機管理規程」(備付 - 規程集 48)により危機管理委員会を組織し、危機管理マニュアルを策定し、危機管理教育、研修を計画立案し、定期的に防災訓練を実施している。
- (4) 建物の定期点検を実施して、建物の状況を把握し、また消防・防火施設の定期点検を実施しており、防火・避難訓練は年1回全学をあげて実施している。学内のセキュリティ対策としては、夜間は機械警備に切り替えている。授業日は事務室内に設置している集中警報システムで管理を行っている。
- (5) 情報システムのセキュリティ対策は、情報処理担当教員、職員が外部委託会社の専門技術者と共同で管理し、ウイルス防止システムやファイアウォールなど必要なセキュリティ対策を行っている。
- (6) 環境への配慮では、学内でごみの分別回収、学園での夏季期間クールビズをはじめ、消灯や冷暖房の温度設定、未使用教室や放課後の照明、冷暖房チェックを徹底し、省エネ・環境保全対策を実施している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

毎年消防計画にもとづき避難訓練・消火訓練を行っているが、地震対策を含んだものとはできていないため、今後訓練計画の改善を行いたい。

また、本学では照明灯の LED 化が進んでおらず、省エネルギー・省資源対策として取り組むことが喫緊の課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

59 学内 LAN 敷設状況

60 コンピュータ室配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

- (1) 学内全体の教育環境については、各学科の方針に基づいた学習成果が得られるよう、一般の講義室、演習室のほとんどのプロジェクタ、スクリーン、ビデオデッキ、BD/DVDプレイヤー等の機器を設置している。一般教室のほかに、調理実習室、図画工作室、音楽室、ピアノレッスン室、コンピュータ室、介護実習室、入浴実習室、体育館などが配置され、各教室には介護用ベッドやピアノなど必要な教育設備が備わっている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングは、全学共通科目の「コンピュータ・リテラシ」で学生に教育として提供している。情報処理教育担当の専任教員と非常勤教員は日常的に学生の情報技術の到達などについて情報交換を行い、教授法等の検討を行っている。学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供し、サポートしている。
- (3) (4) (5)
教育設備、特に情報機器に関しては、情報処理教育担当専任教員が中心となり、学科及び教務委員会等の議論を踏まえて、コンピュータ室（備付-60）の更新及びソフトウェアの新規導入やバージョンアップ等を行い、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させることができるよう定期的に見直しを行っている。コンピュータ室のPCにはOSにMicrosoft Windows 10とアプリケーションソフトにMicrosoft Office 2016の他、画像処理ソフト等がインストールされており、卒業後、職場の環境で戸惑わないよう適切な状態に保持されている。教職員対象には、学内設備等が更新された際の講習会など必要に応じて企画し情報技術の向上に対するサービスを実施している。
- (6) 全事務職員にはPCが1台ずつ配置され、学内LAN（備付-59）を通じて離れた部署の教職員との情報共有を行い、意思疎通ができるような仕組みを作っている。学内LANが整備された2つのコンピュータ室が授業以外の時間は常時開放されており、学生の学習支援に寄与している。またマルチメディア教室ではデジタルカメラ、ビデオカメラの活用方法なども学ぶことができるようになっている。
- (7) 学内無線LAN環境が整備され学内全ての教室からICT端末のWi-Fi接続ができるため、教員は授業時にノートPCを使ってプレゼンテーションソフト、映像、インターネット教材やGsuiteのグループウェア等を活用して効果的な授業を行っている。
- (8) 学内の教育環境については、各学科の方針に基づいた学習成果が得られるよう整備されている。情報機器に関しては、情報処理教育担当専任教員が中心となりコンピュータ室およびソフトウェアの必要な見直しを行っている。コンピュータ室のPCは、卒業後、職場の環境で戸惑わないよう適切な状態に保持されている。教職員の情報技術の向上に対するサービスも実施している。学内LANが整備されたコンピュータ室は、日常的に学生の学習支援に寄与している。職員・教員とも学内LANを通じて情報共有が可能な仕組みを整えている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

機器の計画的で適切な更新維持に努めていくとともに、無線 LAN の整備等についても検討をしていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 6 本学公式 Web 大学案内>情報公開
<https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/>
- 15 2018 年度、2019 年度、2020 年度計算書類
- 16 書式 1 「活動区分資金収支計算書（法人）」
- 17 書式 2 「事業活動収支計算書の概要」
- 18 書式 3 「貸借対照表の概要（法人）」
- 19 書式 4 「財務状況調べ（法人・短大）」
- 20 2017 年度 資金収支計算書・資金収支内訳表
- 21 2018 年度 資金収支計算書・資金収支内訳表
- 22 2019 年度 資金収支計算書・資金収支内訳表
- 23 2017 年度 活動区分資金収支計算書
- 24 2018 年度 活動区分資金収支計算書
- 25 2019 年度 活動区分資金収支計算書
- 26 2017 年度 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
- 27 2018 年度 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
- 28 2019 年度 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
- 29 2017 年度 貸借対照表
- 30 2018 年度 貸借対照表
- 31 2019 年度 貸借対照表
- 32 2019 年度 事業報告書
- 33 2020 年度 事業報告書
- 34 2020 年度 予算書

備付資料

- 6 高野山大学と大阪千代田短期大学との連携に関する協定書
- 15 授業アンケート

- 25 大学選択・満足度に関するアンケート調査
- 99 『学校法人千代田学園第二期学園振興中期計画（2018年度～2020年度）』
- 100 「大阪千代田短期大学 明日を考える学習会」資料
- 101 新生千代田学園創造3ヵ年計画（2012年度～2014年度）

備付資料・規程集

- 15 大阪千代田短期大学 FD委員会規程
- 16 大阪千代田短期大学 SD推進委員会規程
- 61 学校法人千代田学園 預金以外での資産運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

- (1) ①資金収支及び事業活動収支については、2017 年度から 2019 年度までの 3 年間バランスよく均衡しているとは言えない状況である。2017 年度から 2019 年度の資金収支差額は、2017 年度 116,830,340 円、2018 年度 21,461,997 円は黒字であったが、2019 年度は、164,657,763 円の赤字となった。（提出 - 15～31）基本金組入前収支差額は 2017 年度 22,184,549 円の赤字から 2018 年度 10,503,807 円の黒字に転化した。しかし、2019 年は 63,047,631 円の赤字となった。短期大学単体で見ると、資金収支差額は毎年度約 7,000 万円から 1 億 3000 万円をこえる赤字になっている。2017 年度 73,631,609 円、2018 年度 97,673,419 円、2019 年度 130,277,193 円。基本金組入前収支差額は 2017 年度 123,408,492 円、2018 年度 126,548,498 円、2019 年度 139,291,160 万円の赤字である。
- ②本学園は建学の精神である「人間教育」を掲げ、医療・看護・福祉・教員など人の役に立ちたいと強く願う生徒を積極的に受け入れていくことを積極的に推進している。学園改革の取り組みとして、2017 年度に大阪暁光高等学校（以下「暁光高校」と記述）普通科に高・短 5 年一貫の「幼児教育コース」、高・大 7 年一貫で教員養成を目指す「教育探究コース」を設置したことが中学校や受験生及び保護者の本校教育への理解と共感が広がった。また認定こども園 大阪千代田短期大学附属幼稚園も園児数を維持している。このことが学園決算における 2017 年度からの資金収支の黒字の要因として挙げられる。しかし、2019 年度は台風被害の修復工事や高校生徒数増に伴う教室の増設工事などの経費が増加し赤字となった。そうした中、本学の教育改革を進め、健全な財政を維持できる状態を確立していくことが喫緊の課題である。
- ③2019 年度は純資産が前年度より約 6,000 万円減少しているが、これは前述の経費増加による流動資産の減少であり一時的なものである。固定負債は着実に減らしてきている。
- ④本学の赤字を暁光高校の黒字で補っている状況がここ数年続いている。暁光高校の学生募集が成功し黒字を維持できている要因の一つは、暁光高校と本学 5 年一貫の幼児教育コース設置の成功にある。この幼児教育コースから多くの生徒が本学に進学することになる。本学の学生数の確保も改善され、赤字を減らしていく見通しがついてきている。
- ⑤本学の現状は財政的に赤字であるが、今後黒字に推移するものと考えている。

- ⑥学園では教職員組織の見直しや経費削減の取り組みを行い、人件費率を 2017 年度 65.2%、2018 年度 64.4%、低下させた。しかし 2019 年は 66.5%に上昇した。2019 年度の貸借対照表では、特定資産として退職給与引当特定資産を期末要支給額から算出した引当金 2 億 1600 万円計上している。但し、減価償却引当特定資産については、単年度の収支の均衡を計ることに留まり、毎年度定額の試算を積むことは出来ていない。基本金については、学校法人会計基準に則り、第 1 号基本金として約 66 億円の資産を有している。また第 4 号基本金として 9,900 万円を計上している。
- ⑦資産運用については、「学校法人千代田学園 預金以外での資産運用規程」（備付 - 規程集 61）に基づいて適切に運用している。
- ⑧教育研究経費比率(教育研究費 141,839 千円／収入 271,973 千円)は 52.2%であり経常収入の 20%を越えている。
- ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分は適切である。
- ⑩本学園は法令に基づき、監事による業務監査・財務監査・公認会計士による会計監査が行われている。学園監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、定期的に理事長と面談し、経営基盤について意見を交換している。また財務監査では、財務総務部長及び財政業務を委託している企業から決算報告を受け、報告書の内容確認・質疑応答等を行っている。公認会計士の監査は、理事長及び財務総務部長との面談、その結果学園が作成した「計算書類」（公認会計士の監査報告）が適正であるとの報告を受けている。
- ⑪現在寄付金については、数人の理事から寄附を受けているが、学園財政のためにも教職員や同窓会及び保護者にも広く呼びかけていきたい。学校債について現在は募集を行っていない。学園決算は、法人本部が教職員に財務資料に基づいて状況と課題を説明し、情報の共有化を計り危機意識を持って改革への取り組みを進めている。財務情報は学園ホームページ（提出-6）に公表している。
- ⑫入学定員充足率(1 回生入学者数 71 名／入学定員 150 名)は 47.3%、収容定員充足率(在学者数 151 名／収容定員 300 名)は 50.3%であった。これまで学生を確保していた幼児教育科も入学者が減少してきた。学生確保の視点と同時に、本学が置かれている状況を直視していく必要に迫られている。
- ⑬2020 年度、総合コミュニケーションを廃止し、入学定員を 1 学年 150 名から 130 名に学則変更を行い本学の改革を行う。また財政面においては教職員の給与や諸手当の見直し等を行っていく。
- (2)①学園は、『学校法人千代田学園第二期学園振興中期計画（2018 年度～2020 年度）』（備付-99）を作成し学園の将来像を明確にし、また毎年度作成している事業報告書により、理事会・評議員会及び全教職員に現状を周知している。また、第二期学園振興中期計画を総括しながら、第三期学園振興中期計画を作成し、本学の抜本的改革を行い学園財政を好転させていく。
- ②決定した事業計画と予算については、速やかに関係部署に指示し適正に執行している。
- ③日々の予算執行は各校種で行い、各校種長の決裁を経て、法人本部財務総務部長・法人本部長及び理事長により決裁を得ている。

- ④ 日常的な出納業務は規程に定められた決済手続きに基づき法人本部財務部において処理している。
- ⑤ 資産については、専用の管理ソフトを用いて固定資産管理台帳を備えている。資金についても会計ソフトにて処理しており、日時の出納は必ずチェックしており適切に管理されている。資金の運用については、元本を毀損する運用は出来なくなっており、安全性が確保された適切な管理を行っている。
- ⑥ 月次試算表は毎月作成できておらず、経理責任者から理事長への報告も不定期となっている。今後の改善課題である。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく 2019 年度の経営状態の区分（法人全体）は「B0」である。18 歳人口の減少、本学を取り巻く外部環境だけでなく内部環境についての危機感を全教職員が共有しつつ、人を直接対象とする専門職に就く人材を育成する教育機関として、高校、地域の保育・福祉関係者に期待され、社会的存在意義が明確な短期大学を目指して取り組んでいる。
- (2) 2015 年、学園の現状を客観的に分析し新たな発展の可能性を見出すために、学外の教育研究者、自治体教育関係者、マスコミ関係者等の専門家、識者を加えた「学校法人千代田学園 学園振興戦略会議」を発足させ、半年間に亘り 10 回の審議を行い、それをまとめ、さらにそのまとめを受けて 10 ヶ月の期間を要して学園の全教職員からの意見聴取と討議を行い、『学校法人千代田学園第二期学園振興中期計画（2018 年度～2020 年度）』（備付-99）を策定した。その中で、本学の強みと弱みを明確に浮き彫りにし、将来像についても確定した。その中で、これまで学園の各校種がばらばらに将来構想を展望していたものを学園理事会のイニシアティブのもと一体となった将来

構想の策定を目指した。

- (3) ① 暁光高校と本学の間で5年一貫の連携した教育カリキュラムを作成し、質の高い保育者育成を目指している。暁光高校には「幼児教育コース」を設け、本学教員も授業を受け持ち早くから生徒の状況を把握して指導に当たっている。2019年度には「幼児教育コース」の卒業生が本学へ40名進学し、暁光高校の他のコースからを合わせると44名の進学となり、これまでの内部進学者数と比較すると3倍近い入学となった。
- 本学は2017年1月、高野山大学と包括協定（備付-6）を結び、連携をもとに双方の学園の発展を模索している。高野山大学は現在2021年春に教育学科を本学敷地内に開学することを目指し、文部科学省に申請中である。本学で保育士資格、幼稚園教諭免許を取得し、高野山大学教育学科へ編入して小学校教員の免許を取れるようにしていく。編入により3つの免許が取れることを本学の魅力として打ち出していきたいと考える。
- ② 人事については、これまで設置基準及び教職課程に基づいて教育・科目分野や年齢構成を見て計画的に行ってきたが、2018年の教職課程の再課程認定において、新課程に則した科目分野及び学生支援全体に亘っての教員組織の強化を図った。
- ③ 施設設備は、専門家のアドバイスも得て教育環境の維持と教育効果の向上のため、大規模修理、施設設備等の更新の計画を持って実施している。
- ④ 財源に限られる中、学生教育の充実を目的とした外部資金や補助金の獲得を積極的に行っている。特別補助金では、毎年、事務局長を中心として全学挙げて検討を加え、「平成27年度私立大学等改革総合支援事業(タイプ1)教育の質的変換」に選定された。しかし、2015年度（平成27年度）、学生数が過半数以下であったため補助金獲得には至らなかった。
- (4) 定員管理については、現行入学定員150名の未充足状態が続いており、暁光高校の「幼児教育コース」の入学者を見込んでも、充足させることは困難と判断し、2020年度より入学定員を130名に減じる予定である。それによる今後の経費バランスは、収入では内部進学者の増と経常費の減額分の減少による増収、支出では大規模修繕費の減少により、収支はかなり改善される見通しである。2019年度決算で短大単独での「教育活動資金収支差額」では6500万程度の赤字となっているが、2020年度には高校の幼児教育コースから本学に60名の進学が見込まれ、今後も安定して60名前後が進学予定である。2年間で120名となり、これまで2年間で40名程度だったものが80名の増加となる。その効果により赤字は2500万程度となる。さらに5年一貫の効果により、暁光高校の幼児教育コースの希望生徒が増えていることを考えると学園全体の黒字化に貢献していると考えられる。2021年度以降、経営判断指標の経営状態区分が「A」ゾーンになる見込みを持っている。しかし、本学単独の収支状態は支出超過であり、国家資格を付与する短期大学として、教育内容の質を維持するために一定の水準を維持した入学者選考の必要があり、幼児教育分野に進学を希望する高校生が一定数いるとしても安定や大幅な成長は期待できない。この点では、早い段階での「教育活動資金収支差額」での黒字化を目標にしつつも「中期計画」以後の本学のあり方を模索中である。
- (5) 「学校教育施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）」に基づき、本学ウェブサイト（提出-6）に掲載し、広く社会に公表しているとともに学生に

習得させる知識及び能力に関する情報を積極的に公表している。また、学園教職員には、財務諸表に関する学習と周知の場を持ち、理事会より課題と方向性を提示し経営情報の公開と危機意識の共有をしている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

18歳人口の減少と高等教育機関への進学率は、4年制大学進学率が53.7%、専門学校23.6%、短期大学は4.4%まで落ち込む状況となっている(2019年度)。こうした全国的な短期大学への進学者数の減少が続く中で、本学の財的資源における最重要課題は入学定員を安定的に確保することである。このためには、「大阪千代田短期大学に行きたい」「千代短で学びたい」という魅力をどう作っていくかにかかっている。

2019年4月から新学長が就任し大学改革が行われた。

入学者数を確保できなければ、その財政負担は学園財政に重くのしかかり、短期大学だけでなく学園の他の校種(大阪暁光高等学校、大阪千代田短期大学附属幼稚園)の未来をも描けない状況となる。

本学単体の財務状況を資金収支計算書でみると、2013年度決算は5617万円の黒字であったが2014年度以降は毎年赤字計上が続いており、2019年度決算では収入2億7,000万円に対し支出4億200万円、収支差額で約1億3千万円の赤字計上となっている。

本短期大学では、入学者数が200人から300人の堅調な時代もあったが、2012年度に入学定員180名に対し入学者数141名と減少して以降、毎年定員割れが続いた。その後は1学年100名を下回る状況となり、全国的な短大離れという理由だけでは説明できない減少となった。特に、2016年度は苦戦を強いられてきた総合コミュニケーション学科のビジネス情報コース、健康医療実務コースを募集停止とした。これまでの内部進学者がいなくなった結果、入学者数は72名に激減した。定員充足率50%以下となり、経常費の国庫補助金収入がゼロとなった。こうした危機的状況を改革するため、2017年度は、入学定員150名の幼児教育科1学科とする学科再編を行い、幼児教育科の中に介護福祉コースを含めた3コースを設置し、入学者を103名に回復させることができた。

しかし、根本的な本学の課題である魅力ある短大づくりを十分に行うことが出来なかったため、2018年度の入学者は再び87名となった。2019年度はさらに減少し70人となった。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

本短期大学の財的資源における最重要課題は入学者の安定的確保であり、そのためには短期大学としての魅力をどう創造できるかにその成否がかかっている。

1 つは、暁光高校から本学への「高・短 5 年一貫教育」を柱として内部進学を拡大する取り組みをチャレンジし、「大阪千代田短期大学に行けるから暁光高校に来た」という生徒を高校入学時から迎え、本学の入学定員を確保することである。2016 年度にビジネス情報コースを募集停止して以降、暁光高校から本学への内部進学は 10 数名に留まっている。これまで、本学にも暁光高校にも「一貫」という言葉はなかった。同じ学園内の教職員が互いに内部進学には魅力がないと思っているとすれば、他の高校生が魅力的だと思うはずはない。その現状を改革するために 2017 年度から、暁光高校普通科に新たに「幼児教育コース」「教育探究コース」を設置し、高校・短期大学双方が「高・短 5 年一貫教育」の魅力づくりに努め、60 名程度の内部進学者を確保するための取り組みを進めた。

2 つ目は、高野山大学との連携教育活動である。学園は、本学のこうした厳しい現状の中で、2017 年 1 月 25 日、高野山大学と包括協定（備付-6）を締結した。本学園と高野山学園はともに真言宗の宗祖・弘法大師空海の教えを建学の精神としており、今後、両学園の交流を深め新しい形の高等教育の創造を目指すこととした。具体的には、高野山大学が本学のキャンパスで教育学科を開設予定に伴い、暁光高校の「教育探究コース」の進学先として位置づけ、7 年一貫教育で教職等への進路保障を目指そうとしている。さらに、暁光高校「幼児教育コース」から本学に進学し高・短 5 年一貫幼児教育コースで学ぶ学生たちが、本学の課程修了後に、高野山大学教育学科に編入学し、小学校教員免許等も取得できるように考えている。4 年制大学を自力で開設できるだけの財政的力量のない本学園が、4 年制大学と協力・協働することによって、双方がそれぞれの直面する課題解決を図りながら、両学園の未来に対し新しい地平を切り拓こうとする新しいチャレンジである。

3 つ目は、学園内の各校種の連携教育活動を強化する改革である。本学園は、幼児教育専門の本学と、幼児教育と教育探究コースをもつ暁光高校と、幼児教育専門機関である認定こども園大阪千代田短期大学附属幼稚園を有する学園である。2016 年度以降の学園改革の具体化の中で、各校種間でのこれまでなかったような多彩な交流が始まっており、この交流の深化発展、有機的な繋がり合いの中で、新しい教育活動のスタイルを創り深めていくためのチャレンジである。

4 つ目は、地域から信頼され必要とされる短期大学となるための取組みである。本学は、大阪府内で最も急速に少子高齢化が進行している地域であり、人口減少と地域経済の衰退など様々な課題を抱える南河内地域の河内長野市という自治体に所在している。こうした深刻な課題を抱えている地域で、本学が地域から信頼され地域に必要とされる短期大学となるためには、地域を「元気にするエンジン」となり「地域の知の拠点」としての地位を固めることが必要である。そのための取組みとして、本学の生涯学習センターを「地域連携協働センター（仮称）」に名称変更し、地域の高等教育機関として、これまで以上に地域貢献という役割を強化する取組みである。

このセンター構想を具体化するために、2020 年 1 月、本学内に「（仮称）地域教育・福祉総合センター設置準備室」を設置することが決定した。「地域連携協働センター（仮称）」の具体的な活動としては、現在の生涯学習センターの事業である一般講座や介護技術講習、幼児教育特例講座、教員免許更新講習等だけでなく、新たに研究機能や地域貢献機能を付加し、本学園が有する知的資源を、地域の課題解決、地域づくり、地域の活性化、地域の人材育成等のために活用する。また、河内長野市をはじめとする近隣自治体、教育委員会

等との連携を強化し、地域の教育・福祉課題に関する共同研究をする。このようなことを検討している。

最後に財的資源については、教員にできるかぎり、科学研究費補助金など研究費を外部機関からの資金を獲得するよう応募を奨励し、支援している。また今後、教職員から魅力ある短期大学づくりに繋がる新しい構想などを積極的に企画提案してもらい、日本私立学校振興・共済事業団の私立大学等改革総合支援事業の選定を受けられるような取り組みを進め、外部資金獲得を目指すことも計画している。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の点検・評価（2015年3月12日）においては、以下の2点を改善計画として記述した。

- (1) FD・SD活動を強化し、学生の大学生活への満足度を高め、さらに希望する資格取得を可能とし、希望する職業への道を開く研究教育力をすべての教職員が保持できるようにすることが必要である。また科学研究費補助金申請などに一層積極的に取り組み外部研究資金の獲得に努め、成果を発表できるようにする。

「大阪千代田短期大学 FD委員会規程」（備付 - 規程集15）、「大阪千代田短期大学 SD推進委員会規程」（備付 - 規程集16）により年2回、FD・SD研修会を行っている。2018年度は「発達障害をもった学生への対応」等について外部講師を招き学んだ。また、学生の満足度を高めるために、「大学選択・満足度に関するアンケート調査」（備付-25）や授業アンケート（備付-15）等を行い、分析、検討した。2019年度は、「大阪千代田短期大学 明日を考える会」（表-26）（備付-100）を年間6回行った。

- (2) 短期大学での討議と理事会のリーダーシップの下、自らの「弱み」を的確につかんだ改革を実行していく。加えて、社会や高校生、保護者のニーズを客観的につかみ、量的な経営判断指標に基づき、学科構成も含めた改革を実行し、早急な短期大学の収支の均衡と法人全体の収支の均衡を達成することが主目標である。

学園の各校種（短期大学、高校、認定こども園）が直面している改革課題を、それぞれの校種がそれぞれの責任で、判断・実行したとしても根本的・全面的な解決には繋がらないとの理事長の決断により、理事長の諮問機関として「学園振興戦略会議」を2015年10月に設置し、1年6カ月間に10回の会議を開催して2018年3月『学校法人千代田学園第二期学園振興中期計画（2018年度～2020年度）』（備付-99）を策定した。2019年度は「第二期学園振興中期計画」の中間の年である。中期計画ではこれまでそれぞれの校種

で取り組んできた計画を有機的に結び付け総合学園としての力を十分発揮して危機を打開する方向を提起した。高短一貫教育の推進や短大と幼稚園、高校と幼稚園の協力が具体化されてきた。本学では、暁光高校との連携を強化し、幼教コースの授業の充実を検証しながら推進し、短大の魅力を理解してもらえるような進路指導も工夫して行った。その結果、1期生41名が本学進学に結びついた。学生募集の方針は、指定校を重視した方法から、幼児教育・保育職を志す目的意識の高い学生をより多く獲得することを企図したAO入試に比重をかけている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

『学校法人千代田学園第二期学園振興中期計画（2018年度～2020年度）』（備付-99）を基に、改善を行っている。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

6 本学公式 Web 大学案内>情報公開
<https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/>

35 学校法人千代田学園 寄附行為

備付資料

71 2019年度 理事会議事録

98 2019年度 評議員会議事録

99 『学校法人千代田学園第二期学園振興中期計画（2018年度～2020年度）』

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法「校長及び教員の欠格事由」の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

- (1) ①理事長は2014年の就任以来、本学校法人を熟知するとともに、建学の精神である「人間教育」を基に、人間の尊厳を大切に教育の充実を学園の使命として掲げ、学園の発展に寄与している。
- ②寄附行為第11条（提出-35）に基づき、本学校法人を代表して全ての業務を総理している。
- ③寄附行為第34条に基づき毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会（備付-71）の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会（備付-98）に報告し、その意見を求めている。なお、2019年度決算及び事業の実績については、2020年5月23日の理事会の議決を経た決算及び事業を、評議員会において報告し、意見を聴取した。理事長は、保育・幼児教育分野、介護福祉分野及びそれらに関連する領域において活躍できる人材育成の実現に向け、本学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- (2) ①理事会は、寄附行為の規定に基づき理事長が招集している。
- ②理事長は、議長を務めており、本学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督するとともに、本学校法人全体の経営及び各設置校の運営に関する重要事項について審議する等、十分に役割を果たしている。
- ③一般財団法人短期大学基準協会による第三者評価に関する報告も理事会において行われ、理事会は第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④理事会では、各設置校の現状や学園、本学の運営に関わる情報が、内部及び外部理事より報告され、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤理事会は、私立学校法の定める短期大学運営について法的責任があることを認識している。
- ⑥本学校法人及び本学の運営に必要な規程を審議し整備している。私立学校法第47条第2項（財産目録等の備付け及び閲覧）の定めに従い、本学校法人は財務諸表を備え、ウェブサイト（提出-6）で公開している。
- (3) ①理事は本学校法人の建学の精神「人間教育」を理解し、本学校法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
- ②理事の選任は、私立学校法第38条の規定に基づいて行い、寄附行為に従って適切に構成している。
- ③学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事項）の規定は、寄附行為第10条第2項第3号に準用されている。

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事長のリーダーシップは適切に機能しているが、厳しい社会情勢の中でさらに将来にわたって持続できる学校運営、私学運営を行うための管理運営体制を一層強化していかなければならない。

＜テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

厳しい社会情勢の中でも持続できる学校運営、私学経営に向け、より一層学園全体で危機意識を共有しつつ学校改革に取り組み、理事長のリーダーシップの下、各部所で協力し合い、『学校法人千代田学園第二期学園振興中期計画（2018年度～2020年度）』（備付-99）に基づいて学校運営し、更なる改善・改革を推進している。

2020年で終了する『学校法人千代田学園第二期学園振興中期計画（2018年度～2020年度）』に続いて、2021年度から5か年の『第三期学園振興中期計画』の作成にも着手している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料

- 5 大阪千代田短期大学 学則
- 9 大阪千代田短期大学自己点検・評価委員会

備付資料

- 79 2019年度 教授会議事録
- 98 2019年度 評議員会議事録
- 80 2019年度 企画会議議事録

備付資料・規程集

- 3 大阪千代田短期大学 教授会規程
- 4 大阪千代田短期大学 企画会議規程
- 5 大阪千代田短期大学 学長選出規則
- 6 大阪千代田短期大学 教務委員会規程
- 7 大阪千代田短期大学 学生生活支援委員会規程
- 8 大阪千代田短期大学 入学支援委員会規程

- 9 大阪千代田短期大学 実習・キャリアサポート委員会規程
- 10 大阪千代田短期大学 図書委員会規程
- 11 大阪千代田短期大学 紀要編集委員会規程
- 12 大阪千代田短期大学 教職関連講習委員会規程
- 22 大阪千代田短期大学学科規程
- 25 大阪千代田短期大学学生懲戒規則

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

- (1) ①学長は、教授会を「学則」（提出-5）及び「教授会規程」（備付-規程集 3）に基づいて開催し、教授会構成員の意見を聴取し、最終的な判断を行うなど本学の重要事項を審

議する機関である教授会を適切に運営している。就任直後、大学の管理運営に関する諸事項を審議し、併せて教授会の運営を円滑にすることを目的に企画会議規程（備付-規程集 4）をつくり、企画会議を定例化し、大きな役割を持たせている。（表 34）

- ②学長は、学識経験者として NPO 法人関西こども文化協会理事長を始め、和歌山県教育委員会教育支援評価会議委員、八尾市いじめ対策委員会委員長、亀岡市いじめ対策委員会副委員長、岸和田市いじめ対策委員会委員長、常盤学園大学外部評価委員を委嘱されるなど学識に優れ、その識見を生かして大学運営に臨んでいる。
 - ③学長は、本学の建学の精神と教育の目的をもとに、全教職員に対し卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針について明示するとともに、教員に対して、本学の教育目的を達成すべき教育研究活動及び短大の果たすべき役割や地域連携を指示し、本学の教育の向上や充実のために努力している。学長は、連携協定を結んでいる河内長野市教育委員会や河南町教育委員会との連携維持に努めている。
 - ④学生に対する懲戒については、本学「学則」第 64 条及び「大阪千代田短期大学学生懲戒規則」（備付-規程集 25）に定めている。
 - ⑤教職員組織については、「学則」第 44 条に定め、学長は所属職員を統括している。
 - ⑥学長は、「大阪千代田短期大学学長選出規則」（備付-規程集 5）に基づいて、短期大学運営に関し識見を有すると認められ 2019 年 4 月に選任され、教学運営において適切に職務を遂行している。
- (2) ①学長は、教授会を「学則」及び「教授会規程」に基づいて開催し、教授会構成員の意見を聴取し、最終的な判断を行い、本学の重要事項を審議する機関である教授会を適切に運営している。（表 35）
- ②学長は、「学則」第 45 条第 2 項及び第 3 項に基づき、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③「学則」第 45 条に基づき、学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④学長は、「学則」第 46 条及び「教授会規程」第 3 条に基づき、定例の教授会を開催し、必要に応じて臨時の教授会を開催している。「教授会規程」第 3 条に教授会の審議事項を定め、同条第 1 号から第 7 号に掲げるもののほか、第 7 号に教育研究必要と思われる重要事項として、教授会の意見を聞くことが必要な事項として学長が定めるものを審議することと定めている。
 - ⑤教授会の議事録は、教授会構成員の承認を得て教員に配付するとともに、事務局内で備付・保管し、教職員がいつでも確認できるようになっている。
 - ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有し、アセスメント・ポリシーに基づき、関係各部署で自己点検を行っている。
 - ⑦学長のもとに、企画会議を置き大学の管理運営に関する諸事項を審議し、併せて教授会の運営を円滑にすることを目的に、定例で開催し、議案の状況により臨時に開催している。また、大阪千代田短期大学学科規程（備付-規程集 22）に基づき、学科に関わる重要課題を協議し学科の円滑な運営を図るため当該学科に所属する教員によっ

て構成する学科会議を置く。上記以外に、教学運営の各部門にかかわる事項を審議することを目的として、自己点検・評価委員会（提出-9）のほか、各種委員会（教務委員会（備付-規程集 6）、学生生活支援委員会（備付-規程集 7）、入学支援委員会（備付-規程集 8）、実習・キャリアサポート委員会（備付-規程集 9）、図書委員会（備付-規程集 10）、紀要編集委員会（備付-規程集 11）、教職関連講習委員会（備付-規程集 12）を設置し、それぞれの委員会規程に基づき適切に運営している。

表 34 2019 年度企画会議の開催状況（備付-80）

回	月 日	主な議題
1	4 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の状況について ・教員の状況について ・次年度新入生大幅確保のための対策強化 ・自己点検・評価報告書の作成について
2	4 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・高野山大学教育学部設置申請について ・企画会議規程他 ・定員問題と短大改革 ・人事案件
3	5 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪千代田短期大学定員改定について ・学生募集特別対策委員会報告 ・教員の身分並びに昇任人事について ・学内施設設備の整備について
4	6 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・定員改定について第 2 回意見聴取について ・短期大学設置基準と本学教員配置の実態について ・セントラルフィリピン大学国際交流について ・保護者懇談会について
5	7 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・教員審査基準の改定について ・教員採用人事について ・委員会規程の改定について ・定員改革について ・学生募集対策会議 ・幼児教育コース、介護福祉コースについて ・教員免許更新講習について
6	8 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集の現状及び緊急対策 ・幼児教育科の将来と定員改革 ・9 月 3 日文科省調査について
7	9 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・定員改定について ・教員人事について
8	10 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・定員改定について ・幼児教育コース改革について ・（仮称）地域教育・福祉総合センター構想について ・教員人事について
9	11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・昇任人事について ・採用人事について

		<ul style="list-style-type: none"> ・新入生合宿について ・認証評価報告
10	12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度カリキュラムについて ・来年度学年暦について ・来年度非常勤講師人事について
11	1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・高短連携の現状と今後の課題 ・高野山大学との連携について ・来年度教員・職員人事について ・来年度予算確保について ・来年度学生定員確保と入試広報・就職支援の課題について ・千代田学園70周年記念事業と短期大学の発展戦略
12	2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・教員アンケートの実施について ・来年度教授会と学科会議・コース会議・委員会について ・高野山合宿の対応について ・学園創立70周年記念事業について ・高野山大学との連携について
13	3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回教授会案件の整理 ・来年度新任教員の対応について ・(仮称)地域教育・福祉総合センター設置準備室の配置について ・法人本部人事並びに短大への一部移転について
14	3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・4月授業運営に関する新型コロナ対策について ・当面の短期大学の動きについて

表 35 2019年度教授会の開催状況(備付-79)

回	開催日	主な議案
1	4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度学内組織について ・大阪千代田短期大学教授会規程の改定について ・大阪千代田短期大学企画会議の制定について ・大阪千代田短期大学実務者会議の制定について
2	5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪千代田短期大学教授会規程(案) ・大阪千代田短期大学企画会議(案) ・大阪千代田短期大学実務者会議(案) ・学内組織図一部修正について ・後期科目に係る非常勤講師の人事及び時間割変更(案)
臨時	6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回AO出願資格判定他
3	7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪千代田短期大学学生懲戒規程改定(案) ・大阪千代田短期大学 教員の採用および昇任並びに任期付き教員の更新に関する規程(案) ・大阪千代田短期大学 教員の採用および昇任並びに任期付き教員の更新に関する規程「『教員資格審査基準』」に関する申し合わせ(案)

臨時	7月17日	・第2回AO出願資格判定
4	7月24日	・教員審査基準の改定について ・教員採用人事について ・本学「委員会規程」の改定について ・大阪千代田短期大学研究員に関する規程（案）について ・大阪千代田短期大学第三者評価委員会の設置について（意見聴取）
臨時	8月7日	・第3回AO出願資格判定 ・文部科学省学校法人調査について
5	8月28日	・高短連携 入試合格者判定について ・大阪千代田短期大学外部評価委員会規程（案） ・研究倫理委員会委員長の選出について ・教員資格審査委員会の設置について ・大阪千代田短期大学定員改定案（意見聴取）
臨時	9月4日	・公募制1期／内部推薦1期／AO4期選考面談実施要項（案）について
6	9月25日	・大阪千代田短期大学学生定員の改定について（第2回意見聴取）
臨時	10月23日	・第4回AO出願資格判定 ・公募制2期／AO5期選考面談実施要項（案）について
7	10月30日	・定員改定（案） ・（仮称）地域教育・福祉総合センター構想について ・学籍異動について ・卒業式、入学式の行事担当及び「インターンシップ検討委員会」について ・自己点検・評価委員会報告（報告） ・第5回大阪千代田短期大学の明日を考える学習会（報告）
臨時	11月9日	・第5回AO出願資格判定
8	11月27日	・昇任人事について ・採用人事について ・（仮称）地域教育・福祉総合センター構想について
臨時	12月11日	・AO入試5期、内部2期入試判定
9	12月18日	・来年度カリキュラムについて ・来年度学年暦について ・来年度非常勤講師人事について ・新入生合宿について（報告） ・自己点検評価委員会報告（報告） ・学生募集対策会議（報告） ・第6回大阪千代田短期大学の明日を考える学習会（案）（報告）
臨時	1月8日	・来年度幼児教育科カリキュラム改革案 ・2020年度非常勤講師担当科目

		<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度学年暦について ・学籍異動について
臨時	1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般1期入試判定
10	1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪千代田短期大学学則改定（案） ・幼児教育科共通科目、専門科目改定（案） ・大阪千代田短期大学自己点検・評価委員会規程の改定（案） ・大阪千代田短期大学「（仮称）地域教育・福祉総合センター」設置準備室設置要項（案）
臨時	2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人5期入試判定
11	2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度卒業判定について ・2020年度高短5年一貫教育について ・大阪千代田短期大学「（仮称）地域教育・福祉総合センター」設置準備室員人事について（案）について ・科目等履修生規程（案）について
12	3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・教務委員会規程の改定について ・教職関連講習委員会規程の新設について ・学科規程の改定について ・来年度非常勤講師の採用について
臨時	3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・科目等履修生合否判定

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

2019年度、新学長により短期大学の改革への第一ステップを拓いた。社会的評価を確立し、地域から信頼される短期大学の再構築をめざしている本学の次年度の課題は「短大経営の健全化」である。このことを実現するためには、中期的展望に立った計画の策定が急務である。教職員は多忙を極めており、迅速な業務の見直しを必要としている。学長は、業務の効率化とスリム化に向けてさらなるリーダーシップを発揮することが求められる。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

本学では、2007年度以降、入学者数の漸減傾向により定員割れの状況が続いている。学長は、学生確保を第一義的課題として、広報・PR活動、学生募集活動に関する問題提起や方針を提示するとともに、自らも高校訪問を行うなどトップセールスにも励んできた。一方、入学してくる学生の学力と多様化の傾向も一段と著しくなった。学長は、学生の学力回復・学力向上のための授業の工夫、学生指導の充実、キャリア教育の充実から就職支援への体系化、多様な資格取得を可能にする魅力ある学科づくり等々、様々な観点から指針

を示し、企画会議、教授会の議長として議論をリードし、適切なリーダーシップを発揮してきた。

短期大学を取り巻く社会環境の急激な変化及び本学自体が内包する諸課題はたいへん厳しい状況にあり、抜本的な改革・改善策の断行が差し迫った課題となっていた。

理事長が学長を兼務し、改革改善のための課題整理を行う中、2019年度に外部から新学長を迎えることになった。新学長は、学園理事会や企画会議、教授会においてあらためて課題を直視し、将来を見通した抜本的な改革方針(介護福祉コースを廃止し幼児教育コースのみとする幼児教育科の再編、学生定員を150名から130名に減員する)を提起するなどリーダーシップを発揮し、躊躇なく改革の取り組みをすすめている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

6 本学公式 web 大学案内>情報公開
<https://www.chiyoda.ac.jp/disclosure/>

35 学校法人千代田学園 寄附行為

備付資料

71 2019年度 理事会議事録

95 2019年度 監査報告書

98 2019年度 評議員会議事録

100 「大阪千代田短期大学の明日を考える学習会」資料

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

- (1) 監事は、寄附行為第5条において定数を2～3人と規定しており、現員は2人である。監事は同第15条に基づき、本学校法人の業務、財産の状況について適宜監査を行っている。(備付-95)
- (2) 理事会及び評議員会に出席して、議案内容及び審議状況等を確認するとともに必要な意見を述べている。なお、毎年11月と5月に定期的に、また必要に応じて業務及び財

務監査を行っている。財務状況の監査については、主に決算書類、財産目録をもって実施し、それぞれの監査において公認会計士とも連携して意見交換を行っている。

- (3) 私立学校法第 37 条第 4 項の規程に従い、本学校法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会(備付-71)及び評議員会(備付-98)に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

- (1) 評議員会は、寄付行為(提出-35)に基づき、理事長が招集し、定例開催の他、必要に応じて臨時開催され、開催の都度議長を選任している。なお、私立学校法第 41 条第 2 項に基づき、寄付行為第 19 条第 2 項に評議員定数を 23 人～31 人と定め、現員が 27 人であるのに対し、理事の定数が 11 人～15 人、現員が 13 人であることから、評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。
- (2) 評議員会は私立学校法第 42 条及び寄付行為第 21 条の定めに従い、予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、寄付行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散等、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項について審議し、理事会の諮問事項として適切に運営されている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

- (1) 「学校教育法施行規則第 172 条の 2」に基づき大学等は公表すべき教育情報の内容が

明示され、本学においても公表の趣旨を踏まえて、下記の通りウェブサイト(提出-6)に掲載し、広く社会に公表しているとともに学生に習得させる知識及び能力に関する情報を積極的に公表している。

◇研究上の基礎的な情報

- ・ 学科ごとの名称及び教育研究上の目的
- ・ 専任教員数
- ・ 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
- ・ 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用

◇ 就学上の情報等

- ・ 教員組織、各教員が有する学位及び業績
- ・ 入学者に関する受け入れ方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業(終了)者数、進学者数、就職者数
- ・ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
- ・ 学修の成果に係る評価及び卒業生又は修了の認定にあたっての基準
- ・ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ・ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

◇財務情報

- ・ 前年度の資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書

◇上記の情報についてわかりやすく加工した情報

- ・ 教育研究上の情報
- ・ 財務情報
- ・ 研究倫理に関する諸規定
- ・ 認証評価

本学園のウェブサイト(提出-6)上で決算の概要を付した資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表のほか、財産目録、監査報告書、および事業報告書を掲載し、社会一般に対する情報公開を行っている。

- (2) 私立学校法の定めに基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を本学園の法人本部総務課に備え置き、閲覧できるように利害関係者からの開示要求に対応することとしている。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題＞

2010年以降、学園とりわけ短期大学での学生募集、財政運営等における厳しい状況に直面する中で、2016年4月からは理事長自らが短期大学学長としてリーダーシップを発揮し危機打開の先頭に立つことを決断した。理事長は、短期大学の今後の改革の方向性を模索・確認するために、2015年10月、理事長の諮問機関として「学園振興戦略会議」を立ち上げ、その後、1年6カ月に及ぶ検討を行ってきた。学長はこの戦略会議での意見も参考として踏まえながら、2016年から2018年度の3年間、大学としての意思決定と日常的な運営を行ってきた。

しかし、上記のような現状と課題の中で、2018年度は新学長を是非とも迎える必要があるとの判断で情報収集と検討を行った結果、最適任者と巡り合い、2019年4月から新学長を迎えることができることとなった。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項＞

2019年、新学長の下、FD・SD研修会を「大阪千代田短期大学 明日を考える学習会」（表26）（備付-100）として定期的開催し、様々な観点からこれまでの運営の検証と、危機打開の方策を模索するための学習を行っている。それらも参考にして『第三期学園振興中期計画』を策定していく。

＜基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学園の2人の監事はともに非常勤であるため、両監事が本学園の運営状況について十分に把握できるようにする観点から、理事長及び法人本部長等から監事に対して、定期的には理事会、評議員会の前段において、また必要に応じて業務執行状況を報告するようにしている。そして、理事会、評議員会には必ず出席していただき、財産状況に関する監査だけでなく学校法人の業務執行状況についての意見を述べていただくようにしている。また、監事の財務状況の監査を充実させる観点から、公認会計士と監事との定期的な話し合いの場を設ける工夫も行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

2019年度以降、新学長を中心に諸課題の改革、改善に取り組んでいる。今後『第三期学園振興中期計画』作成に向け、理事長、学長のより一層のリーダーシップの発揮が求められている。また、短大の経営改善や学生支援、教育の質の向上のために学内データを収集・分析し、改善策を立案、施策の実行・検証を行うIR活動を重視する必要がある。